

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成23年11月22日提出
【計算期間】	第8特定期間（自 平成23年2月22日 至 平成23年8月22日）
【ファンド名】	アムンディ・ラグジュアリー・ブランド世界株式ファンド
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 クリスチャン・ロメイヤー
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	横田 陽子
【連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【電話番号】	03-3593-5928
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託は、中長期的な投資信託財産の成長をはかることを目標として運用を行います。

ファンドの基本的性格

ファンドは追加型投信 / 内外 / 株式に属します。

商品分類については社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類し、ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。ファンドの仕組みについては後述の「(3) ファンドの仕組み」をご参照ください。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内 海外	株式 債券 不動産投信
追加型投信	内外	その他資産() 資産複合

(注) ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ
株式	年 1 回	グローバル （日本を含む）	ファミ リー ファンド	あり （部分 ヘッジ）
一般 大型株 中小型株	年 2 回	日本 北米		
債券 一般 公債 社債	年 4 回	欧州		
その他債券	年 6 回	アジア	ファンド・ オブ ・ファン ズ	なし
クレジット 属性（ ）	（ 隔月 ）	オセアニア		
不動産投信	年12回 （ 毎月 ）	中南米 アフリカ		
その他資産 （ 投資信託証 券 （ 株式 ） ）	日々	中近東（中 東）		
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 （ ）	エマージン グ		

（注）ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産（投資信託証券（株式））	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式に投資することを目的とする投資信託を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
年 4 回	目論見書または投資信託約款において、年 4 回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル （日本を含む）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く）を投資対象として投資する旨の記載があるものをいいます。

為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
---------	---

商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義（上記網掛け部分）以外の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

信託金の限度額

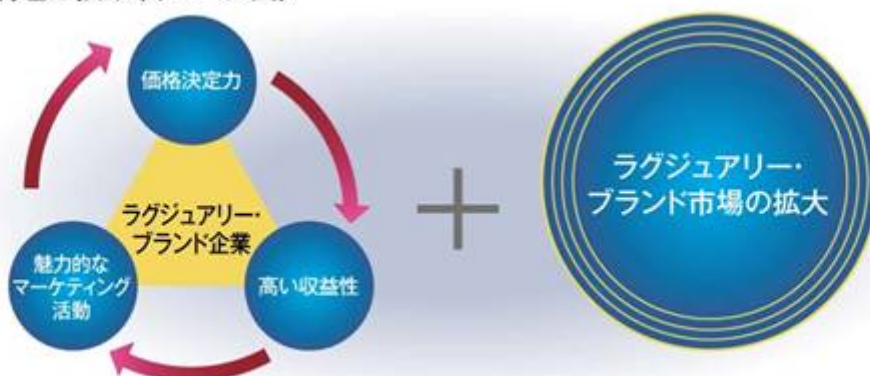
信託金の限度額は1,000億円です。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

- 主として、世界のラグジュアリー・ブランド企業 の株式に投資します。
 - ファミリーファンド方式で運用を行い、マザーファンドを通じて質の高い商品やサービスを提供する世界の企業の株式に投資します。詳しくは後記「(3) ファンドの仕組み」をご参照ください。
- ラグジュアリーという言葉には豪華さ、贅沢さ、快適さなどの意味があります。ブランド企業の中でも特に最高の品質、満足度、知名度、センス、希少性等を併せ持つ商品やサービスを提供するのがラグジュアリー・ブランド企業です。

■ 特色と強み(イメージ図)



●上図はイメージ図であり、記載のとおりにならない場合もあります。

- アムンディにマザーファンドの運用指図の権限を委託し、グローバルな視点から運用を行います。
- 3ヵ月ごとに決算を行い、値上がり益を中心に分配を目指します。



上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- 分配対象収益は、金利や為替、株価などの影響を受けて変動し、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

4. 原則として、為替ヘッジは行いません。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

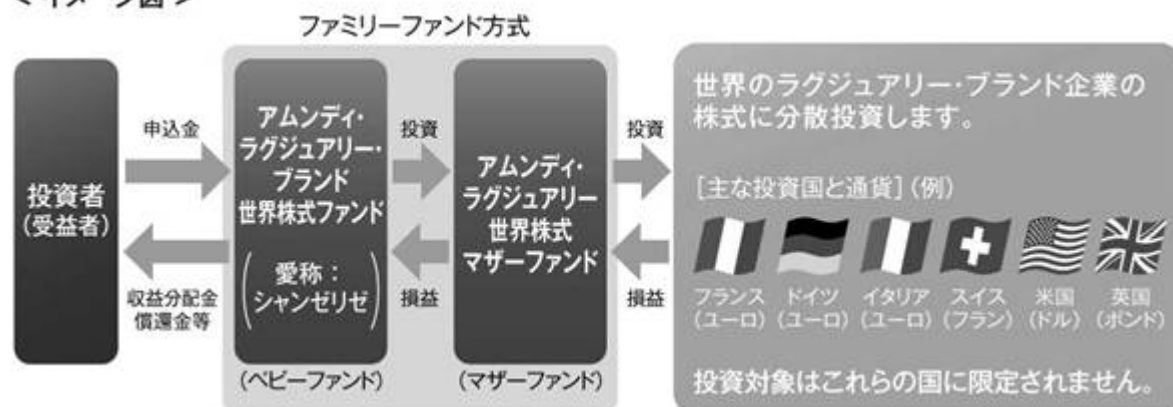
平成19年8月31日 ファンドの投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

平成22年7月1日 ファンドの名称を「S G ラグジュアリー・ブランド世界株式ファンド」から
「アムンディ・ラグジュアリー・ブランド世界株式ファンド」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組みは、以下の通りです。

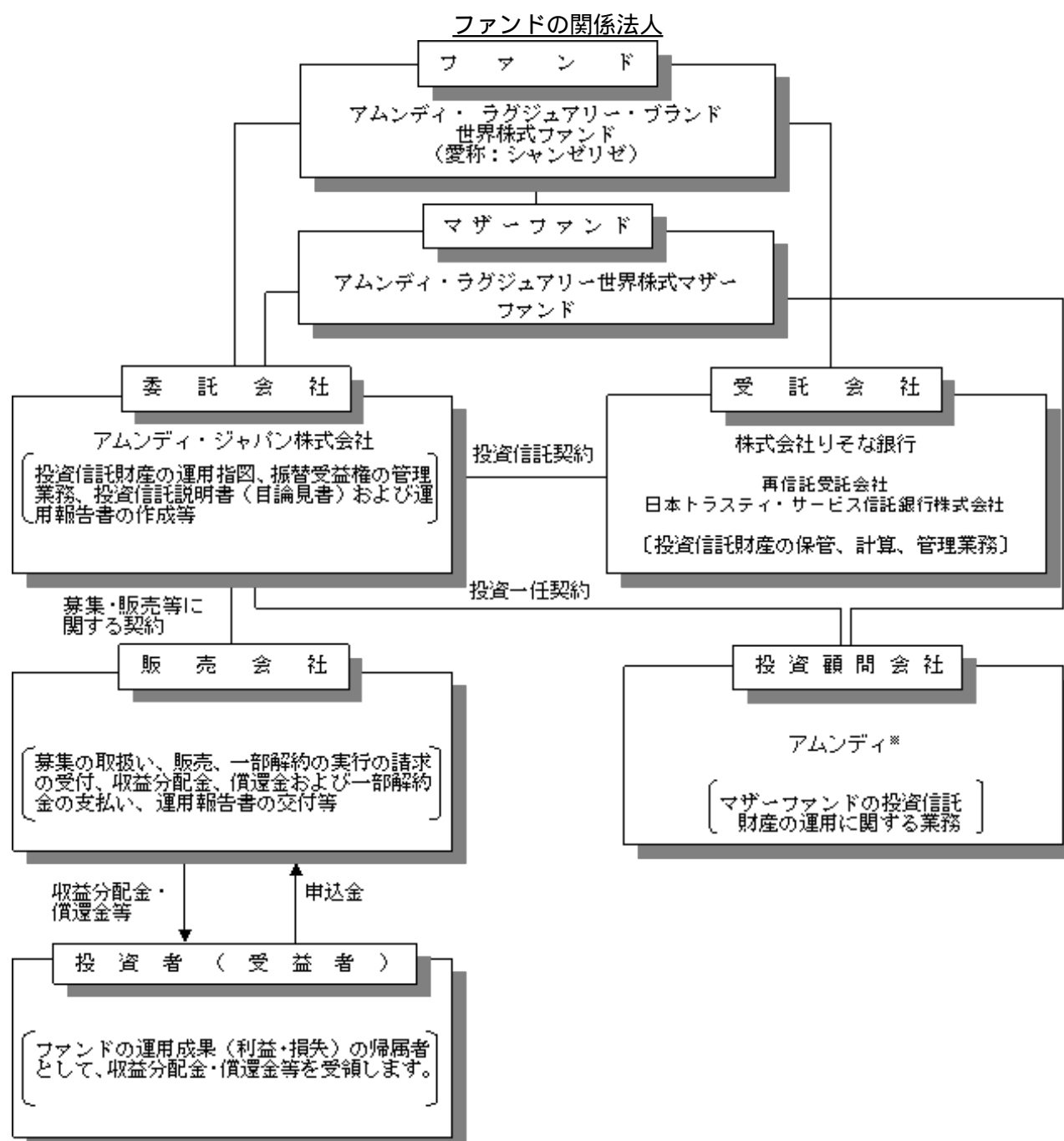
< イメージ図 >



ファンドは「アムンディ・ラグジュアリー世界株式マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資者の資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。



各契約の概要

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
投資信託契約 （証券投資信託にかかる投資信託契約 （投資信託約款））	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

投資一任契約	委託会社と投資顧問会社の間で締結する、委託会社から運用指図権限の全部または一部を投資顧問会社に委託するための契約
--------	--

アムンディはマザーファンドの投資顧問会社です。アムンディは「投資信託及び投資法人に関する法律施行令」第2条第1号の規定、および「金融商品取引法施行令」第16条の12第2号の規定により「外国の法令に準拠して設立された法人で外国において投資運用業を行う者」に該当し、委託会社はマザーファンドの運用指図の権限を委託します。

委託会社の概況

名 称 等	アムンディ・ジャパン株式会社（金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第350号）			
資本金の額	12億円			
会 社 の 沿 革	昭和46年11月22日 山一投資カウンセリング株式会社設立 昭和55年 1月 4日 山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 平成10年 1月28日 ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社（現アムンディ・ジャパンホールディング株式会社）が主要株主となる 平成10年 4月 1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成10年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得 平成16年 8月 1日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成19年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う 平成22年 7月 1日 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更			
大 株 主 の 状 況	名 称	住 所	所有株式数	比 率
	アムンディ・ジャパンホールディング株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	2,400,000株	100%

（本書作成日現在）

《アムンディ概要》

アムンディは、運用資産規模で6,895億ユーロ（約74兆円、1ユーロ＝107.90円で換算、2010年12月末現在）を超え、欧州第3位、世界ではトップ・テンに入るグローバルプレーヤーの運用会社です。世界30カ国以上の主要な投資地域の中心に拠点を持ち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供しています。

アムンディは、世界中の1億人以上の個人投資家のお客様のニーズに応えるべく、貯蓄・投資手段の提供に力を注いでいます。また、機関投資家のお客様については、個別の要望やリスク許容度に応じた、革新的で良好なパフォーマンスを生み出すような商品を開発、提供しています。

インベストメント・ペンション・ヨーロッパによるトップ400社調査（2010年6月版（数値は2009年12月末現在））

2【投資方針】

(1)【投資方針】

運用方針

この投資信託は、中長期的な投資信託財産の成長をはかることを目標として運用を行います。

投資態度

- (イ) 主として「アムンディ・ラグジュアリー世界株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」という場合があります。）を投資対象とします。マザーファンドへ投資することにより、実質的に世界の株式に分散投資を行います。このほか、株式に直接投資することがあります。
- (ロ) 非株式（株式以外の資産）への実質投資割合（親投資信託を通じての投資を含む投資の割合をいいます。以下同じ。）は、投資信託財産の純資産総額の50%以下とすることを基本とします。
- (ハ) 株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- (ニ) 原則として実質的に組み入れる外貨建資産の為替ヘッジは行いません。

ただし、資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）にかかる権利のうち、次に掲げる権利
 - (1) 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
 - (2) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
 - (3) 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
 - (4) 外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引にかかる権利
 - (5) 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるもの

をいいます。)にかかるとる権利

- (6)有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。）にかかるとる権利
- (7)有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）にかかるとる権利
- (8)金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）にかかるとる権利
- (9)金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ．金銭債権

二．約束手形

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引にかかるとる権利

ロ．抵当証券

投資対象とする有価証券

ファンドは、主として「アムンディ・ラグジュアリー世界株式マザーファンド」に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- (1) 株券または新株引受権証券
- (2) 国債証券
- (3) 地方債証券
- (4) 特別の法律により法人が発行する債券
- (5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- (6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- (7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- (8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- (9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含みます。）または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- (10) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

- (11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）
および新株予約権証券
- (12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記(1)から(11)の証券または証書の性質を有するもの
- (13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- (14) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- (15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- (16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
- (17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- (18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- (20) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- (21) 外国の者に対する権利で前記(20)の有価証券の性質を有するもの
なお、(1)の証券または証書、(12)ならびに(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券および(12)ならびに(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。

- (1) 預金
- (2) 指定金銭信託
- (3) コール・ローン
- (4) 手形割引市場において売買される手形
- (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (6) 外国の者に対する権利で前記(5)の権利の性質を有するもの

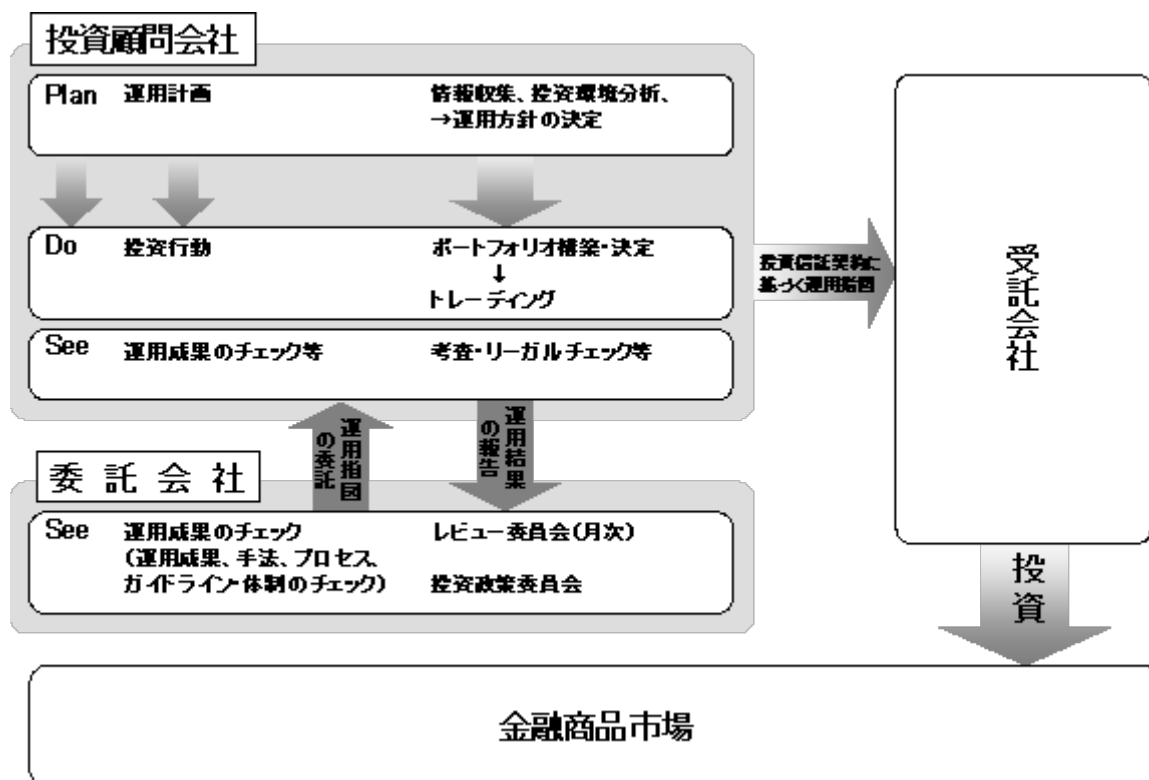
前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、前記(1)から(6)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他

- (a) 信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
- (b) わが国の金融商品取引所（本書において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。）における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含まれるものとします。
- (c) わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことができます。
- (d) わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。
- (e) スワップ取引を行うことができます。なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。
- (f) 金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことができます。なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。
- (g) 投資信託財産に属する株式および公社債を貸付けることができます。なお、必要と認めたときは、担保の受入れを行うものとします。
- (h) 一部解約金の支払資金に不足額が生じたときは、資金借入れをすることができます。
- (i) 公社債の借入れを行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは担保の提供を行うものとします。
- (j) 投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない公社債を売付けることができます。

(3) 【運用体制】

マザーファンドの投資顧問会社をアムンディとし、委託会社は運用指図の権限の全部または一部を委託します。



ファンドの運用組織は以下のとおりとなっております。

運用計画・・・・・・・・投資顧問契約により権限を委託された投資顧問会社(2名程度)

投資行動・・・・・・・・投資顧問会社(2名程度)

運用成果のチェック・・投資顧問会社、委託会社のレビュー委員会（7名以上）

投資政策委員会(3名以上)

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・服務規程
- ・リスク管理基本規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

投資顧問会社・・定期的に運用報告を受け取り、必要に応じてレビューミーティング

ファンドの運用体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（年4回、原則として2月、5月、8月、11月の20日、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

(a) 分配対象額

繰越分も含めた経費控除後の配当等収益¹（マザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち、投資信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益²等の全額とします。

(b) 分配対象額についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(c) 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

1 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。

2 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額をいいます。

収益の分配

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(a) 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の収益分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

収益分配金の交付

「分配金受取りコース」をお申込みの場合は、収益分配金は決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。なお、「分配金受取りコース」の受益者が、支払開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社

に帰属します。

「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

(5) 【投資制限】

投資信託約款に基づく投資制限

- (イ) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。
- (ロ) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- (ハ) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (ニ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (ホ) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (ヘ) 投資信託証券（マザーファンドを除く）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (ト) 有価証券等の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。有価証券等の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。有価証券等の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- (チ) スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (リ) 金利先渡取引および為替先渡取引については、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- （ヌ）投資信託財産に属する株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。また、公社債の貸付けは貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- （ル）投資信託財産に属さない公社債を売付ける場合、当該売付けの決済については、公社債（投資信託財産により借入れた公社債を含みます）の引渡しまたは買戻しにより行うことができますものとします。ただし、当該売付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- （ロ）公社債を借入れる場合、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

法令等に基づく主な投資制限

投資信託及び投資法人に関する法律、金融商品取引法等により、次に掲げる取引は制限されます。

（イ）同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において議決をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

（ロ）デリバティブ取引にかかる投資制限

投資信託委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ投資信託委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

< 参考情報 >

アムンディ・ラグジュアリー世界株式マザーファンドについて

1 運用の基本方針

主として、世界の株式への投資を行うことにより、中長期的な投資信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

2 投資方針

(1) 投資対象

世界の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として、世界の株式への投資を行うことにより、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目指します。

アムンディにファンドの外貨建資産の運用指図に関する権限を委託します。

非株式（株式以外の資産）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の50%以下とすることを基本とします。
株式の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

3 投資対象

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）にかかる権利のうち、次に掲げる権利
 - (1) 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
 - (2) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
 - (3) 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
 - (4) 外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引にかかる権利
 - (5) 有価証券店頭指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）にかかる権利
 - (6) 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。）にかかる権利
 - (7) 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）にかかる権利
 - (8) 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）にかかる権利
 - (9) 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

運用の指図範囲

主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- (1) 株券または新株引受権証券
- (2) 国債証券
- (3) 地方債証券
- (4) 特別の法律により法人が発行する債券
- (5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株

引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

- (6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - (7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - (8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - (9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含みます。）または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - (10) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - (11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
 - (12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記(1)から(11)の証券または証書の性質を有するもの
 - (13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - (14) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - (15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - (16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りまゝす。）
 - (17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - (18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - (19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りまゝす。）
 - (20) 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - (21) 外国の者に対する権利で前記(20)の有価証券の性質を有するもの
- なお、(1)の証券または証書、(12)ならびに(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券および(12)ならびに(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (1) 預金
- (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (3) コール・ローン
- (4) 手形割引市場において売買される手形
- (5) 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (6) 外国の者に対する権利で前記(5)の権利の性質を有するもの

前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、前記 の(1)から(6)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

4 投資制限

投資信託約款に基づく投資制限

- (a) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- (b) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- (c) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (d) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (e) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (f) 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (g) 有価証券等の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。有価証券等の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。有価証券等の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- (h) スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。また、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (i) 投資信託財産に属する株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。また、公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

3 【投資リスク】

(1)基準価額の変動要因

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として外国株式など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります。）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。

ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。

ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、株価指数先物取引等については、買建てを行いその先物指数等が下落した場合や、売建てを行いその先物指数等が上昇した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

信用リスク

株式の発行会社が倒産した場合または発行会社の倒産が予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、株価が下落することがあります（ゼロになる場合もあります。）。これらの影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

流動性リスク

短期間での大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、換金資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果、市場にインパクトを与えることがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。また、投資対象の市場環境の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

カントリーリスク

海外市場に投資する場合、当該市場が存在する国の社会情勢または国際情勢の変化により、金融市場または証券市場が不安定になったり、混乱したりすることがあります。規制や混乱により期待される価格で売買できないといった場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

為替変動リスク

外貨建資産を保有する場合、為替レートの変動により当該外貨建資産の円換算価格が変動します。当該外貨建資産の表示通貨での資産価格が変わらなくても、投資している国・地域の通貨に対して円高の場合、当該資産の円換算価格が下落するため、ファンドの基準価額の下落要因となります。ファンドは、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジを原則として行いません。そのため、外貨建資産は為替レートの変動の影響を直接受けます。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

(2)その他の留意点

ファンドの繰上償還

ファンドは、純資産総額が10億円を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

ファミリーファンド方式の留意点

マザーファンドを共有する他のファンドの資金の急激な増減がマザーファンドの運用に影響を与える場合があります、その影響がマザーファンドを共有する他のファンドにおよぶ可能性があります。

換金の中止

換金申込の1日あたりの合計額が純資産総額の10%を超える場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情が発生したときは、換金請求の受付が制限または中止されることおよびすでに受付けた申込みを取消すことがあります。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

投資信託は、金融機関の預金とは異なります。

投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(3) リスク管理体制

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

・運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告します。

・運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理し、定期的にリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

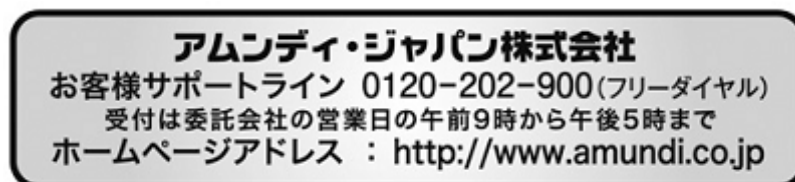
前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

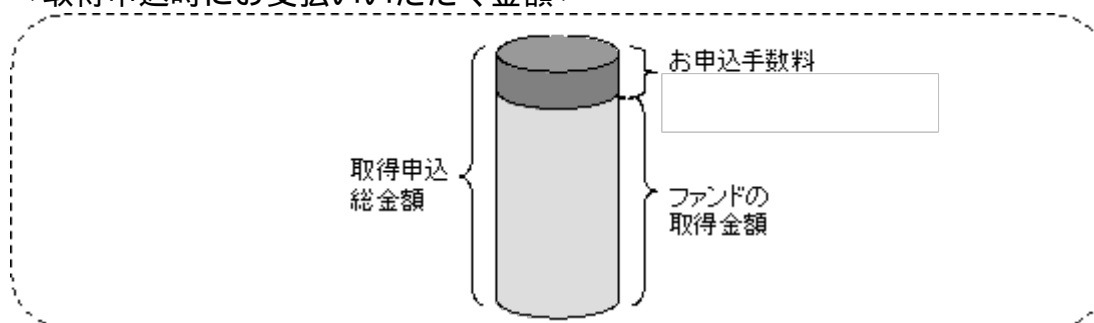
4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は3.15%（税抜3.0%）です。詳しくは販売会社（販売会社については下記のお問合せ先にご照会ください。）にお問合せください。ただし、「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合には申込手数料はありません。



< 取得申込時にお支払いいただく金額 >



(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率1.575%（税抜1.5%）を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。信託報酬の配分は以下の通りとします。

（年率）			
販売会社ごとの純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	0.7665% （税抜0.73%）	0.7350% （税抜0.70%）	0.0735% （税抜0.07%）
100億円超、200億円以下の部分	0.7140% （税抜0.68%）	0.7875% （税抜0.75%）	0.0735% （税抜0.07%）
200億円超の部分	0.6615% （税抜0.63%）	0.8400% （税抜0.80%）	0.0735% （税抜0.07%）

信託報酬は、毎計算期間末または信託終了のときに、投資信託財産中から支弁します。委託会社の報酬には、アムンディへの投資顧問報酬（信託財産の純資産総額に年率0.73%以内を乗じて得た金額）が含まれています。

上記の信託報酬等は、本書作成日現在のものです。

(4) 【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

委託会社は、前記 に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。この場合、委託会社は投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中にあらかじめ定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても投資信託財産が負担します。投資信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は投資信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

その他の手数料等の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税については、次のような取扱いとなります。なお、税法が変更・改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります（下記は、平成23年9月末現在の税法に基づき記載しております）。

個別元本について

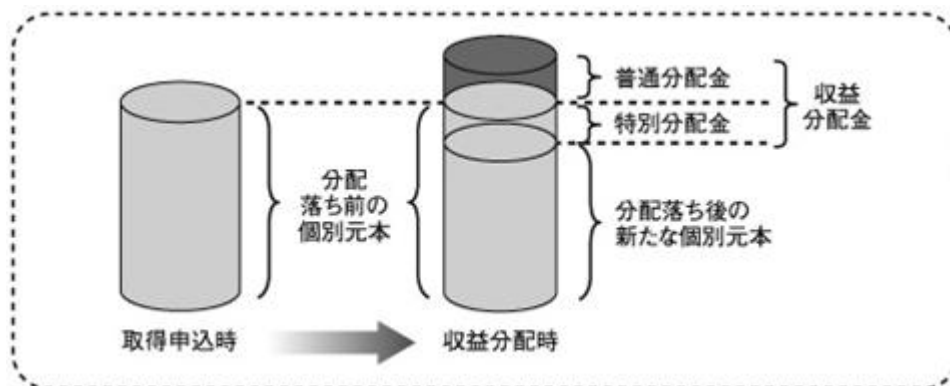
- () 追加型投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- () 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- () 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座ごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。
- () 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「特別分配金」については、後記「収益分配金の課税について」を参照）。

収益分配金の課税について

追加型投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、次の通りとなります。

- () 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- () 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

個人、法人別の課税の取扱いについて
 ()個人の受益者に対する課税

時期	適用期間	条件	内容
途中換金時 償還時	平成25年12月31日まで	課税対象	換金価額または償還価額から取得費（申込手数料等を含みます）を控除した場合に生じる利益（譲渡所得）
		源泉徴収の有無	無 ¹
		申告方法	確定申告による申告分離課税 ²
		税率	確定申告による税率は、10%（所得税7%、地方税3%）となります。
	平成26年1月1日以降	課税対象	換金価額または償還価額から取得費（申込手数料等を含みます）を控除した場合に生じる利益（譲渡所得）
		源泉徴収の有無	無 ¹
		申告方法	確定申告による申告分離課税 ²
		税率	確定申告による税率は、20%（所得税15%、地方税5%）となります。
収益分配時	平成25年12月31日まで	課税対象	普通分配金（配当所得）
		源泉徴収の有無	有（10%の税率で源泉徴収）
		申告方法	確定申告による申告分離課税 ³ または確定申告による総合課税または申告不要 ⁴
		税率	申告分離課税の場合は、10%（所得税7%、地方税3%）の税率となります。 確定申告による総合課税の場合は所得税の累進税率が適用されます。 申告不要の場合は10%（所得税7%、地方税3%）の源泉徴収税額で納税が完了します。
	平成26年1月1日以降	課税対象	普通分配金（配当所得）
		源泉徴収の有無	有（20%の税率で源泉徴収）
		申告方法	確定申告による申告分離課税 ³ または確定申告による総合課税または申告不要 ⁴
		税率	申告分離課税の場合は、20%（所得税15%、地方税5%）の税率となります。 確定申告による総合課税の場合は所得税の累進税率が適用されます。 申告不要の場合は20%（所得税15%、地方税5%）の源泉徴収税額で納税が完了します。

¹ 特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合には、平成25年12月31日までは10%の税率で、平成26年1月1日以降は20%の税率で源泉徴収が行われます。

² 特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合においては、申告不要とすることができます。

³ 申告分離課税を選択した場合、上場株式等の譲渡損失との損益通算が可能となります。

⁴ 特定口座（源泉徴収選択口座）内において、上場株式等の譲渡損失と配当所得の金額との損益通算が

可能となります。

()法人の受益者に対する課税

時期	適用期間	条件	内容
途中換金時 償還時	平成25年12月31日まで	課税対象	個別元本超過額
		源泉徴収の有無	有(7%の税率による源泉徴収(所得税))
	平成26年1月1日以降	課税対象	個別元本超過額
		源泉徴収の有無	有(15%の税率による源泉徴収(所得税))
収益分配時	平成25年12月31日まで	課税対象	普通分配金
		源泉徴収の有無	有(7%の税率による源泉徴収(所得税))
	平成26年1月1日以降	課税対象	普通分配金
		源泉徴収の有無	有(15%の税率による源泉徴収(所得税))

お客さまの個別元本（受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）をいいます）を上回る金額に対して課税されます。

買取請求時の課税について

原則として源泉徴収は行われず、確定申告により納税していただきます。

買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

ファンドの収益分配金は、配当控除、益金不算入制度の適用対象外となります。

税法が変更・改正された場合等には、前記の内容の他、本書における税金の記載内容が変更になることがあります。

ファンドの会計上・税務上の取扱については、あらかじめ会計士・税理士（税務専門家等）にご確認ください。

5【運用状況】

以下は平成23年9月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てて表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

（1）【投資状況】

信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	283,407,013	97.77
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	6,443,392	2.22
合計（純資産総額）		289,850,405	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

<参考情報>

「アムンディ・ラグジュアリー世界株式マザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	82,576,179	29.13
	ドイツ	33,469,939	11.80
	イタリア	14,626,837	5.16
	フランス	73,214,544	25.83
	イギリス	18,781,969	6.62
	スイス	41,351,230	14.59
	小計	264,020,698	93.15
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	19,399,707	6.84
合計（純資産総額）		283,420,405	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	国/地域	評価額（円）	投資比率(%)
為替予約取引（買建）	日本	1,354,006	0.46
為替予約取引（売建）	日本	1,354,956	0.47

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

（注2）為替予約取引の時価については、原則としてわが国の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	アムンディ・ラグジュアリー世界株式 マザーファンド	370,321,460	0.7670	284,036,560	0.7653	283,407,013	97.77

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
-------	----	---------

国内	親投資信託受益証券	97.77
合計		97.77

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

< 参考情報 >

「アムンディ・ラグジュアリー世界株式マザーファンド」

投資有価証券の主要銘柄

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	株式数	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 （円）	投資 比率 （%）
1	アメリカ	株式	NIKE 'B'	耐久消費財・アパレル	3,900	6,023.15	23,490,312	6,744.43	26,303,290	9.28
2	アメリカ	株式	COACH	耐久消費財・アパレル	5,387	3,522.83	18,977,506	4,139.09	22,297,331	7.86
3	ドイツ	株式	ADIDAS AG	耐久消費財・アパレル	4,495	4,628.36	20,804,523	4,814.04	21,639,138	7.63
4	スイス	株式	RICHEMONT	耐久消費財・アパレル	5,578	3,439.07	19,183,184	3,689.26	20,578,746	7.26
5	フランス	株式	LVMH	耐久消費財・アパレル	1,884	11,191.82	21,085,398	10,744.15	20,241,982	7.14
6	フランス	株式	CHRISTIAN DIOR SA	耐久消費財・アパレル	1,342	9,540.64	12,803,539	9,265.78	12,434,690	4.38
7	アメリカ	株式	RALPH LAUREN CORP	耐久消費財・アパレル	1,118	9,283.84	10,379,342	10,715.66	11,980,119	4.22
8	スイス	株式	THE SWATCH GROUP 'B'	耐久消費財・アパレル	424	28,120.18	11,922,959	27,748.50	11,765,364	4.15
9	アメリカ	株式	V F	耐久消費財・アパレル	1,052	7,987.69	8,403,056	9,624.17	10,124,631	3.57
10	フランス	株式	HERMES INTL.	耐久消費財・アパレル	397	25,694.34	10,200,656	24,215.98	9,613,746	3.39
11	イタリア	株式	LUXOTTICA	耐久消費財・アパレル	4,065	1,981.21	8,053,632	2,058.25	8,366,805	2.95
12	アメリカ	株式	TIFFANY & CO	小売	1,648	4,396.64	7,245,669	4,959.25	8,172,852	2.88
13	イギリス	株式	DIAGEO	食品・飲料・タバコ	4,935	1,331.84	6,572,642	1,482.15	7,314,428	2.58
14	ドイツ	株式	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	自動車・自動車部品	1,298	5,444.95	7,067,548	5,491.80	7,128,359	2.51
15	フランス	株式	REMY COINTREAU SA	食品・飲料・タバコ	1,188	5,931.14	7,046,202	5,776.02	6,861,915	2.42
16	イギリス	株式	BURBERRY GROUP	耐久消費財・アパレル	4,617	1,463.23	6,755,746	1,438.43	6,641,266	2.34
17	フランス	株式	ESSILOR INTERNATIONAL SA	ヘルスケア機器・サービス	1,112	5,409.55	6,015,425	5,673.99	6,309,482	2.22
18	フランス	株式	PERNOD-RICARD	食品・飲料・タバコ	961	5,915.52	5,684,824	6,292.40	6,047,004	2.13
19	フランス	株式	L'OREAL	家庭用品・パーソナル用品	781	8,123.70	6,344,612	7,659.37	5,981,970	2.11
20	イギリス	株式	INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	消費者サービス	3,766	1,147.99	4,323,350	1,281.53	4,826,275	1.70
21	ドイツ	株式	DAIMLER AG (REGISTERED)	自動車・自動車部品	1,297	3,616.25	4,690,289	3,625.62	4,702,442	1.65
22	スイス	株式	JULIUS BAER GROUP LTD	各種金融	1,564	2,486.26	3,888,519	2,700.56	4,223,690	1.49

23	アメリカ	株式	MARRIOTT INTL.'A'	消費者サービス	1,681	2,011.29	3,380,988	2,199.85	3,697,956	1.30
24	イタリア	株式	TOD'S SPA	耐久消費財・アパレル	515	7,511.53	3,868,441	6,990.98	3,600,358	1.27
25	フランス	株式	BENETEAU SA	耐久消費財・アパレル	2,828	1,052.03	2,975,145	1,106.68	3,129,717	1.10
26	スイス	株式	SONOVA HOLDING AG	ヘルスケア機器・サービス	422	5,262.45	2,220,754	7,193.26	3,035,557	1.07
27	イタリア	株式	SALVATORE FERRAGAMO ITALIA SPA	耐久消費財・アパレル	2,283	1,047.01	2,390,338	1,164.99	2,659,674	0.93
28	フランス	株式	ACCOR	消費者サービス	1,211	2,405.98	2,913,644	2,142.06	2,594,038	0.91
29	スイス	株式	NOBEL BIO CARE	ヘルスケア機器・サービス	2,179	831.17	1,811,128	802.14	1,747,873	0.61

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率

国内/外国	種類	業種	投資比率(%)
外国	株式	自動車・自動車部品	4.17
		耐久消費財・アパレル	67.52
		消費者サービス	3.92
		小売	2.88
		食品・飲料・タバコ	7.13
		家庭用品・パーソナル用品	2.11
		ヘルスケア機器・サービス	3.91
		各種金融	1.49
合計			93.15

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該業種の評価額比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

種類	国/ 地域	資産名	買建/売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	日本	英ポンド買/円売	買建	3,051.07	365,868	365,365	0.12
為替予約取引	日本	スイスフラン買/円売	買建	11,579.31	989,349	988,641	0.34
為替予約取引	日本	ユーロ売/円買	売建	13,017.17	1,355,217	1,354,956	0.47

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

（注2）為替予約取引の時価については、原則としてわが国の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

平成23年9月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末（平成20年 2月20日）	885,696,038	885,696,038	0.8495	0.8495
第2特定期間末（平成20年 8月20日）	767,721,761	767,721,761	0.7893	0.7893
第3特定期間末（平成21年 2月20日）	314,156,427	314,156,427	0.3947	0.3947
第4特定期間末（平成21年 8月20日）	421,967,248	421,967,248	0.5987	0.5987
第5特定期間末（平成22年 2月22日）	428,522,308	428,522,308	0.6718	0.6718
第6特定期間末（平成22年 8月20日）	356,642,063	356,642,063	0.6662	0.6662

第7特定期間末（平成23年 2月21日）	402,073,560	402,073,560	0.8496	0.8496
第8特定期間末（平成23年 8月22日）	292,271,492	292,271,492	0.7141	0.7141
平成22年 9月末日	384,285,596	-	0.7537	-
10月末日	380,931,595	-	0.7676	-
11月末日	391,254,432	-	0.8116	-
12月末日	391,006,660	-	0.8252	-
平成23年 1月末日	378,450,460	-	0.7996	-
2月末日	385,142,563	-	0.8216	-
3月末日	378,264,919	-	0.8335	-
4月末日	401,842,672	-	0.8886	-
5月末日	377,099,706	-	0.8793	-
6月末日	373,896,945	-	0.8938	-
7月末日	357,961,446	-	0.8736	-
8月末日	314,349,546	-	0.7716	-
9月末日	289,850,405	-	0.7142	-

（注）純資産総額（分配付）及び1口当たり純資産額（分配付）は、各特定期間の最終計算期間に係る収益分配金のみを含んでおります。

【分配の推移】

期間		1口当たり分配金（円）
第1特定期間	自 平成19年 8月31日 至 平成20年 2月20日	0.0000
第2特定期間	自 平成20年 2月21日 至 平成20年 8月20日	0.0000
第3特定期間	自 平成20年 8月21日 至 平成21年 2月20日	0.0000
第4特定期間	自 平成21年 2月21日 至 平成21年 8月20日	0.0000
第5特定期間	自 平成21年 8月21日 至 平成22年 2月22日	0.0000
第6特定期間	自 平成22年 2月23日 至 平成22年 8月20日	0.0000
第7特定期間	自 平成22年 8月21日 至 平成23年 2月21日	0.0000
第8特定期間	自 平成23年 2月22日 至 平成23年 8月22日	0.0000

（注）１口当たり分配金は、各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

【収益率の推移】

期間		収益率(%)
第1特定期間	自 平成19年 8月31日 至 平成20年 2月20日	15.1
第2特定期間	自 平成20年 2月21日 至 平成20年 8月20日	7.1
第3特定期間	自 平成20年 8月21日 至 平成21年 2月20日	50.0
第4特定期間	自 平成21年 2月21日 至 平成21年 8月20日	51.7
第5特定期間	自 平成21年 8月21日 至 平成22年 2月22日	12.2
第6特定期間	自 平成22年 2月23日 至 平成22年 8月20日	0.8
第7特定期間	自 平成22年 8月21日 至 平成23年 2月21日	27.5
第8特定期間	自 平成23年 2月22日 至 平成23年 8月22日	15.9

(注1)収益率は、各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

(注2)収益率は以下の計算により算出しております。

特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前特定期間末基準価額」）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数値に100を乗じて得た数値です。

ただし、第1特定期間については「前特定期間末基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1特定期間	自 平成19年 8月31日 至 平成20年 2月20日	1,089,616,925	47,068,388	1,042,548,537
第2特定期間	自 平成20年 2月21日 至 平成20年 8月20日	16,937,035	86,864,856	972,620,716
第3特定期間	自 平成20年 8月21日 至 平成21年 2月20日	8,849,247	185,628,012	795,841,951

第4特定期間	自 平成21年 2月21日 至 平成21年 8月20日	12,409,670	103,428,372	704,823,249
第5特定期間	自 平成21年 8月21日 至 平成22年 2月22日	14,250,362	81,173,393	637,900,218
第6特定期間	自 平成22年 2月23日 至 平成22年 8月20日	16,351,211	118,877,274	535,374,155
第7特定期間	自 平成22年 8月21日 至 平成23年 2月21日	23,601,835	85,745,393	473,230,597
第8特定期間	自 平成23年 2月22日 至 平成23年 8月22日	9,555,118	73,483,980	409,301,735

（注1）全て本邦内におけるものです。

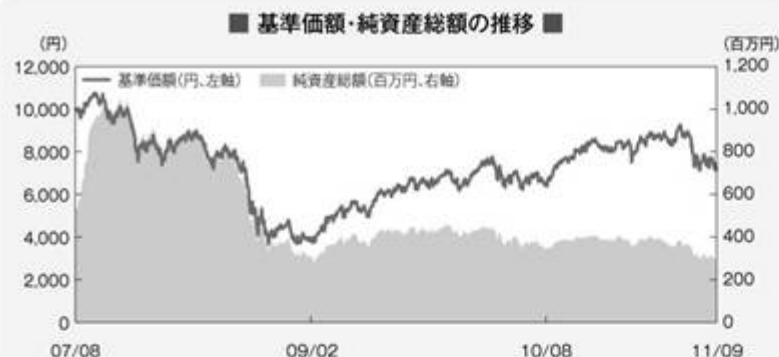
（注2）第1特定期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

< 参考情報 >

運用実績

2011年9月30日現在

基準価額・純資産の推移、分配の推移



※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

■ 基準価額と純資産総額 ■

基準価額	7,142 円
純資産総額	290 百万円

■ 分配の推移 ■

決算日	分配金(円)
12期(2010年 8月20日)	0
13期(2010年11月22日)	0
14期(2011年 2月21日)	0
15期(2011年 5月20日)	0
16期(2011年 8月22日)	0
設定来累計	0

※分配金は1万口当たり・税引前です。
※直近5期分を表示しています。

■ 騰落率 ■

	1か月	3か月	6か月	1年	3年	設定来
ファンド	-7.44	-20.09	-14.31	-5.24	7.22	-28.58

※騰落率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
したがって、実際の投資家利回りとは異なります。

主要な資産の状況

■ 資産配分 ■

	純資産比(%)
外国株式	91.08
現金・他	8.92

※比率は純資産総額に対する実質組入割合です。

■ 組入上位10銘柄 ■

	銘柄名	業種	純資産比(%)
1	ナイキ・インコーポレーテッド	耐久消費財・アパレル	9.28
2	コーチ	耐久消費財・アパレル	7.87
3	アディダス	耐久消費財・アパレル	7.63
4	フィナンシェール・リシュモン	耐久消費財・アパレル	7.26
5	LVMH モエ ヘネシー・ルイヴィトン	耐久消費財・アパレル	7.14
6	クリスチャン・ディオール	耐久消費財・アパレル	4.39
7	ボロ・ラルフローレン	耐久消費財・アパレル	4.23
8	スウォッチ・グループ	耐久消費財・アパレル	4.15
9	VF コーブ	耐久消費財・アパレル	3.57
10	エルメス	耐久消費財・アパレル	3.39

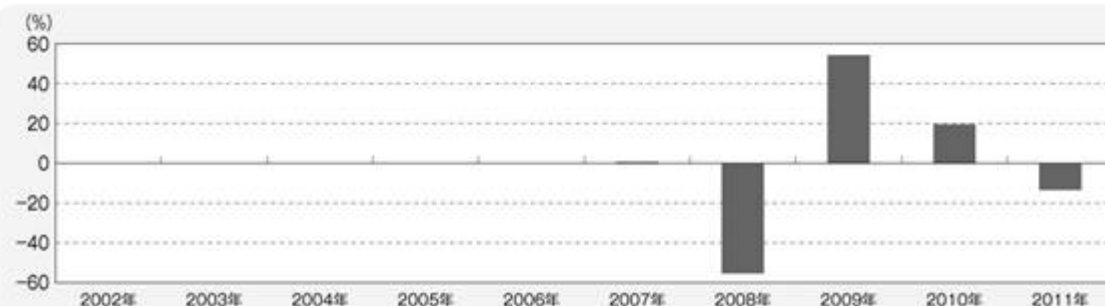
※比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合です。

■ 業種別組入比率 ■

	業種	比率(%)
1	耐久消費財・アパレル	72.49
2	食品・飲料・タバコ	7.66
3	自動車・自動車部品	4.48
4	消費者サービス	4.21
5	ヘルスケア機器・サービス	4.20
6	小売	3.10
7	家庭用品・パーソナル用品	2.27
8	各種金融	1.60

※比率は、マザーファンドの組入有価証券評価額に対する割合です。
※四捨五入の関係で合計が100.00%にならない場合があります。

年間収益率の推移



※年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※2007年は設定日(8月31日)から年末までの騰落率、2011年は年初から9月30日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ただし、ユーロネクスト（パリ）の休場日、またはフランスの休日の場合のお申込みは受付けません。ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。取得申込みの受付は、原則として毎営業日の午後3時までとします。前記所定の時限までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとします。申込締切時間は、販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
- (2) ファンドの価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社にお問い合わせることにより知ることができます。



- (3) 最低申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「分配金再投資コース」と「分配金受取りコース」とがあります。また、各申込コースとも販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社へお問合せください。

「分配金再投資コース」とは、収益分配金を税引後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。

また、販売会社により「定時定額購入コース」等を取扱う場合があります。詳しくは販売会社（販売会社については前記のお問合せ先にご照会ください。）へお問合せください。

- (4) 取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。
- (5) 委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、

ファンドの取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 換金の請求を行う受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が定める解約単位をもって一部解約の実行の請求（以下「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。解約請求は、振替受益権をもって行うものとします。ただし、ユーロネクスト（パリ）の休場日、またはフランスの休日の場合の解約請求は受け付けません。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの投資信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求の申込みの受付は、原則として毎営業日の午後3時までとします。前記所定の時限までに解約請求の申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからの解約請求の申込みは翌営業日の取扱いとします。申込締切時間は、販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

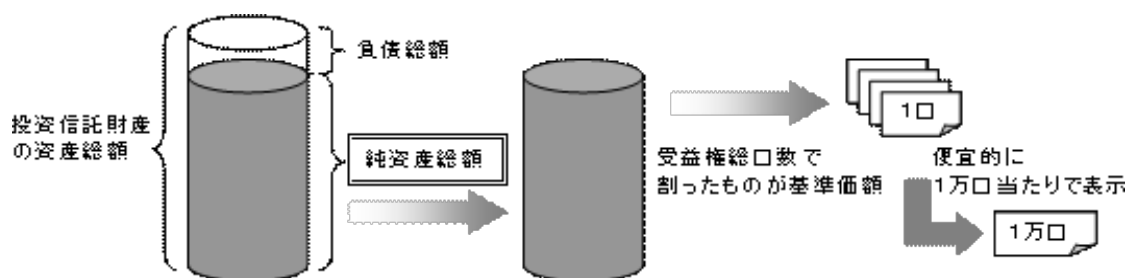
- (2) 解約の価額は、解約請求の申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額とします。なお、解約代金は受益者の解約請求を受付けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。なお、換金（解約）手数料はありません。
- (3) 受益者が、換金にかかる解約請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (4) 委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。
- (5) 委託会社は、一部解約の実行の請求の1日当たりの合計額が純資産総額の10%を超える場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を制限または中止することおよびすでに受付けた申込みを取り消すことができます。
- (6) 前記(5)により投資信託契約の一部解約の実行が中止された場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該一部解約の実行の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして前記(2)の規定に準じて算出した価額とします。
- (7) 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。



基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900 (フリーダイヤル)

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口当たりで表示されます。

追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金¹は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等²に応じて計算されるものとします。

1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（2）【保管】

保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

ファンドの信託期間は、平成19年 8月31日から無期限です。

ただし信託期間中に「(5) その他 信託の終了（投資信託契約の解約）」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた後に、この投資信託契約を終了させることができます。詳細は「(5) その他 信託の終了（投資信託契約の解約）」をご覧ください。

（４）【計算期間】

この信託の計算期間は、原則として毎年2月21日から5月20日まで、5月21日から8月20日まで、8月21日から11月20日まで、11月21日から翌年2月20日までとします。

前記 にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

投資信託約款の変更

（イ）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

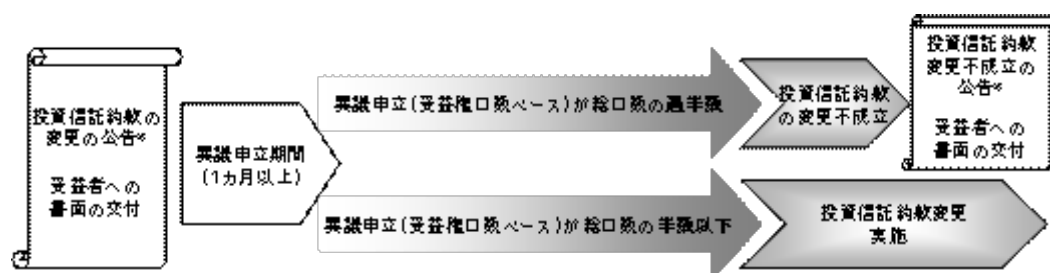
（ロ）委託会社は、（イ）の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（ハ）（ロ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

（ニ）（ハ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、投資信託約款の変更をしません。委託会社は、この投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（ホ）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、（イ）から（ニ）の規定にしたがいます。

（ヘ）（ハ）の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、指定販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

信託の終了（投資信託契約の解約）

（イ）委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- A．投資信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき
- B．やむを得ない事情が発生したとき
- C．投資信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数に基準価額を乗じた純資産総額が10億円を下回ることとなったとき

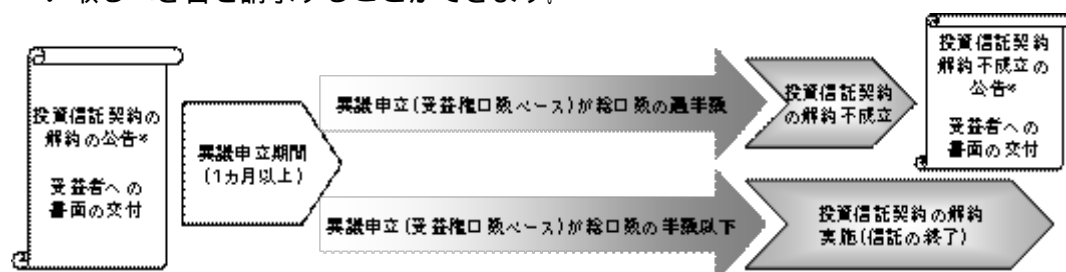
これらの場合、委託会社は、前述の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

この公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

そして、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、投資信託契約の解約をしません。

この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（ロ）（イ）の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社の指定販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

（ハ）委託会社は、次の場合においては、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- A．委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
- B．委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき

Ｃ．監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、前記「投資信託約款の変更（二）」に該当する場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

- （二）後記「受託会社の辞任および解任に伴う取扱い」において委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

運用報告書

委託会社は、毎年２月および８月の計算期間の終了後および償還時に、当該期間の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社より送付します。

公告

日本経済新聞に掲載します。

償還金

償還金は、信託終了日から後１カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日））から起算して５営業日目までに販売会社でお支払いを開始します。

関係法人との契約の更改等に関する手続

- （イ）販売会社との契約の更改等に関する手続

委託会社と販売会社の間で締結する販売契約において、当該契約書において定められた事項に変更の必要があると認められた場合、疑義が生じた場合、または当該契約に定めのない事項が生じたときは、その都度、委託会社と販売会社が協議のうえ、決定します。また、有効期間は当初１カ年とし、期間満了の３カ月前までに委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に１年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

- （ロ）投資一任契約の解除

投資一任契約の解除の必要が生じた場合は、90日前までにいずれかの事前通知によって行われます。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託

会社は、前記「投資信託約款の変更」の（イ）から（二）の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

その他

- （イ）ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書を毎年2月および8月の計算期間の終了後3カ月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（EDINET）によって提出されており、同庁が提供するホームページ（<http://info.edinet-fsa.go.jp/>）にて閲覧することができます。
- （ロ）受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持分に応じて請求することができます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としません。）に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。なお、「分配金受取りコース」の受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金請求権

受益者は償還金を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、委託会社の営業時間内において、当該受益者にかかる投資信託財産に関する書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7特定期間(平成22年8月21日から平成23年2月21日まで)及び第8特定期間(平成23年2月22日から平成23年8月22日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

アムンディ・ラグジュアリー・ブランド世界株式ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第7特定期間末 (平成23年 2月21日)	第8特定期間末 (平成23年 8月22日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,740,836	5,791,817
親投資信託受益証券	397,135,325	289,175,360
未収利息	9	7
流動資産合計	403,876,170	294,967,184
資産合計	403,876,170	294,967,184
負債の部		
流動負債		
未払解約金	256,577	-
未払受託者報酬	72,152	67,561
未払委託者報酬	1,473,881	1,380,118
その他未払費用	-	1,248,013
流動負債合計	1,802,610	2,695,692
負債合計	1,802,610	2,695,692
純資産の部		
元本等		
元本	473,230,597	409,301,735
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	71,157,037	117,030,243
（分配準備積立金）	9,368,229	9,193,583
元本等合計	402,073,560	292,271,492
純資産合計	402,073,560	292,271,492
負債純資産合計	403,876,170	294,967,184

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7特定期間 自 平成22年 8月21日 至 平成23年 2月21日	第8特定期間 自 平成23年 2月22日 至 平成23年 8月22日
営業収益		
受取利息	1,363	1,446
有価証券売買等損益	94,655,452	50,659,965
営業収益合計	94,656,815	50,658,519
営業費用		
受託者報酬	143,060	135,592
委託者報酬	2,922,358	2,769,737
その他費用	-	1,248,013
営業費用合計	3,065,418	4,153,342
営業利益又は営業損失（ ）	91,591,397	54,811,861
経常利益又は経常損失（ ）	91,591,397	54,811,861
当期純利益又は当期純損失（ ）	91,591,397	54,811,861
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	3,092,482	921,937
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	178,732,092	71,157,037
剰余金増加額又は欠損金減少額	23,526,719	9,580,555
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	23,526,719	9,580,555
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,450,579	1,563,837
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,450,579	1,563,837
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	71,157,037	117,030,243

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第7特定期間 自 平成22年8月21日 至 平成23年2月21日	第8特定期間 自 平成23年2月22日 至 平成23年8月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間の取扱い ファンドの特定期間は当期末が休日のため、平成22年8月21日から平成23年2月21日までとなっております。	特定期間の取扱い ファンドの特定期間は前期末及び当期末が休日のため、平成23年2月22日から平成23年8月22日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第7特定期間末 (平成23年2月21日)	第8特定期間末 (平成23年8月22日)
1. 期首元本額	535,374,155円	473,230,597円
期中追加設定元本額	23,601,835円	9,555,118円
期中一部解約元本額	85,745,393円	73,483,980円
2. 特定期間末日における受益権の総数	473,230,597口	409,301,735口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は71,157,037円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は117,030,243円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7特定期間 自 平成22年8月21日 至 平成23年2月21日	第8特定期間 自 平成23年2月22日 至 平成23年8月22日
分配金の計算過程 (平成22年8月21日から平成22年11月22日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額は10,168,831円(1万口当たり208円)ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として委託者報酬の中から支弁する額 741,796円 2. 分配金の計算過程 (平成23年2月22日から平成23年5月20日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額は11,481,707円(1万口当たり256円)ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

A	費用控除後の配当等収益額	1,045,295円	A	費用控除後の配当等収益額	1,403,852円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	933,051円	C	収益調整金額	1,298,981円
D	分配準備積立金額	8,190,485円	D	分配準備積立金額	8,778,874円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	10,168,831円	E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	11,481,707円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	486,609,837口	F	当ファンドの期末残存受益権口数	448,452,832口
G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	208円	G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	256円
H	1万口当たり分配金額	0円	H	1万口当たり分配金額	0円
I	分配金額（F × H / 10,000）	0円	I	分配金額（F × H / 10,000）	0円
（平成22年11月23日から平成23年2月21日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額は10,629,163円（1万口当たり224円）ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。			（平成23年5月21日から平成23年8月22日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額は10,482,499円（1万口当たり256円）ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。		
A	費用控除後の配当等収益額	734,488円	A	費用控除後の配当等収益額	0円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	1,260,934円	C	収益調整金額	1,288,916円
D	分配準備積立金額	8,633,741円	D	分配準備積立金額	9,193,583円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	10,629,163円	E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	10,482,499円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	473,230,597口	F	当ファンドの期末残存受益権口数	409,301,735口
G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	224円	G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	256円
H	1万口当たり分配金額	0円	H	1万口当たり分配金額	0円
I	分配金額（F × H / 10,000）	0円	I	分配金額（F × H / 10,000）	0円

（金融商品に関する注記）

. 金融商品の状況に関する事項

項目	第7特定期間 自 平成22年8月21日 至 平成23年2月21日	第8特定期間 自 平成23年2月22日 至 平成23年8月22日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

保有する主な金融商品は、親投資信託受益証券であります。これらは売買目的で保有しております。当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて株式に投資を行っており、親投資信託受益証券が保有する主な金融商品は、株式であります。これらは売買目的で保有しております。

当該金融商品には、価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。

親投資信託受益証券の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であり外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取りまたは支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。

一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。親投資信託受益証券は、為替予約取引をスポットに限定しているため、価格変動リスクはきわめて小さいと認識しております。また、為替予約の相手先は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと判断しております。

当ファンド及び主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を当ファンド及び親投資信託受益証券の貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。

当該金融商品には、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。親投資信託受益証券の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であり外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取りまたは支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。

一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。親投資信託受益証券は、為替予約取引をスポットに限定しているため、価格変動リスクはきわめて小さいと認識しております。また、為替予約の相手先は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと判断しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性リスク及びカントリーリスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。

デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。

リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。

デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
----------------------------	--	----

金融商品の時価等に関する事項

項目	第7特定期間末 (平成23年2月21日)	第8特定期間末 (平成23年8月22日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 時価の算定方法は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第7特定期間末 (平成23年2月21日)	第8特定期間末 (平成23年8月22日)
	当特定期間の損益に含まれた評価差額(円)	当特定期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	13,372,744	66,958,990
合計	13,372,744	66,958,990

(デリバティブ取引等に関する注記)

第7特定期間末（平成23年2月21日）
該当事項はありません。

第8特定期間末（平成23年8月22日）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
第7特定期間（自 平成22年8月21日 至 平成23年2月21日）
該当事項はありません。

第8特定期間（自 平成23年2月22日 至 平成23年8月22日）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第7特定期間末 （平成23年2月21日）	第8特定期間末 （平成23年8月22日）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.8496円 （8,496円）	0.7141円 （7,141円）

（4）【附属明細表】
第1 有価証券明細表
株式
該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本円	アムンディ・ラグジュアリー世界株式マザーファンド	377,021,331	289,175,360	
		小計	377,021,331	289,175,360	
			銘柄数 組入時価比率	1 98.9%	100.0%
		親投資信託受益証券 合計			289,175,360
合計				289,175,360	

（注）組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「アムンディ・ラグジュアリー世界株式マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「アムンディ・ラグジュアリー世界株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（平成23年2月21日）	（平成23年8月22日）
資産の部		
流動資産		
預金	16,696,923	16,940,541
コール・ローン	2,604,923	3,462,242
株式	377,818,319	266,615,736
派生商品評価勘定	—	7,195
未収入金	—	3,023,362
未収配当金	2,953	285,444
未収利息	3	4
流動資産合計	397,123,121	290,334,524
資産合計	397,123,121	290,334,524
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	—	1,097
未払金	—	1,148,094
流動負債合計	—	1,149,191
負債合計	—	1,149,191
純資産の部		
元本等		
元本	439,892,917	377,021,331
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	42,769,796	87,835,998

元本等合計	397,123,121	289,185,333
純資産合計	397,123,121	289,185,333
負債純資産合計	397,123,121	290,334,524

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成22年8月21日 至 平成23年2月21日	自 平成23年2月22日 至 平成23年8月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日（本報告書開示対象ファンドの期末日をいいます）の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の権利落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、いまだ確定していない場合には入金時に計上しております。	受取配当金 原則として、権利落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、いまだ確定していない場合には入金時に計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成23年2月21日)	(平成23年8月22日)
1. 本報告書開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	505,115,566円	439,892,917円

同期中における追加設定元本額	—円	—円
同期中における一部解約元本額	65,222,649円	62,871,586円
同期末における元本の内訳 アムンディ・ラグジュアリー・ ブランド世界株式ファンド 合計	439,892,917円 439,892,917円	377,021,331円 377,021,331円
2. 本報告書開示対象ファンドの期 末における受益権の総数	439,892,917口	377,021,331口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、 その差額は42,769,796円で あります。	貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、 その差額は87,835,998円で あります。

（金融商品に関する注記）

. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成22年8月21日 至 平成23年2月21日	自 平成23年2月22日 至 平成23年8月22日
1. 金融商品に対する取組 方針	信託約款に規定する「運用の基 本方針」の定めに従い、有価証券 及びデリバティブ取引等の金融 商品を投資対象として運用を 行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当 該金融商品に係るリス ク	当ファンドに投資する投資信託 受益証券の「（3）注記表（金 融商品に関する注記）I. 金融商 品の状況に関する事項」に記載 しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク 管理体制	同上	同左
4. 金融商品の時価等に関 する事項についての補 足説明	同上	同左

. 金融商品の時価等に関する事項

項目	（平成23年2月21日）	（平成23年8月22日）
1. 貸借対照表計上額、時 価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時 価で計上しているためその差額 はありません。	同左

2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 時価の算定方法は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 デリバティブに関する注記事項については、「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。
--	---	--

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(平成23年2月21日)	(平成23年8月22日)
	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	66,675,462	3,691,607
合計	66,675,462	3,691,607

(注) 当期間とは、当ファンドの計算期間の開始日から本報告書開示対象ファンドの期末日までの期間（平成22年8月21日から平成23年2月21日及び平成22年8月21日から平成23年8月22日まで）を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

(平成23年2月21日)

該当事項はありません。

通貨関連

(平成23年8月22日)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	ユーロ	3,023,508	—	3,028,608	5,100
	売建				
	米ドル	2,188,984	—	2,187,421	1,563
	デンマーククローネ	834,524	—	835,089	565
	合計	6,047,016	—	6,051,118	6,098

(注)時価の算定方法

1. 原則として計算期間末日（本報告書における開示対象ファンドの期末日をいいます。以下同じ）に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場

の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自 平成22年8月21日 至 平成23年2月21日）

該当事項はありません。

（自 平成23年2月22日 至 平成23年8月22日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	（平成23年 2月21日）	（平成23年 8月22日）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.9028円 （9,028円）	0.7670円 （7,670円）

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	COACH	5,387	45.96	247,586.52	
	NIKE 'B'	4,300	78.58	337,894.00	
	RALPH LAUREN CORP	1,118	121.12	135,412.16	
	V F	1,052	104.21	109,628.92	
	MARRIOTT INTL. 'A'	1,681	26.24	44,109.44	
	TIFFANY & CO	1,648	57.36	94,529.28	
	銘柄数	6		969,160.32 (74,363,671)	
	組入時価比率	25.7%		27.9%	
ユーロ	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	1,298	52.30	67,885.40	
	DAIMLER AG (REGISTERED)	1,297	34.73	45,051.29	
	ADIDAS AG	4,417	44.42	196,203.14	
	BENETEAU SA	2,828	10.10	28,576.94	
	BULGARI	2,847	12.17	34,647.99	
	CHRISTIAN DIOR SA	1,342	91.64	122,980.88	
	HERMES INTL.	397	246.80	97,979.60	
	LUXOTTICA	4,065	19.03	77,356.95	
	LVMH	1,884	107.50	202,530.00	
	SALVATORE FERRAGAMO ITALIA SPA	2,029	9.92	20,127.68	
	TOD'S SPA	611	72.15	44,083.65	

小計	ACCOR	1,211	23.11	27,986.21	
	PERNOD-RICARD	961	56.82	54,604.02	
	REMY COINTREAU SA	1,188	56.97	67,680.36	
	L'OREAL	781	78.03	60,941.43	
	ESSILOR INTERNATIONAL SA	1,112	51.96	57,779.52	
	銘柄数	16		1,206,415.06 (132,983,132)	
英ポンド	組入時価比率	46.0%		49.9%	
	BURBERRY GROUP	3,339	12.06	40,268.34	
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	3,766	9.58	36,097.11	
	DIAGEO	5,349	11.12	59,480.88	
	銘柄数	3		135,846.33 (17,177,768)	
	組入時価比率	5.9%		6.4%	
スイスフラン	RICHEMONT	5,193	40.00	207,720.00	
	THE SWATCH GROUP 'B'	398	327.20	130,225.60	
	NOBEL BIO CARE	2,179	9.73	21,212.56	
	SONOVA HOLDING AG	371	61.00	22,631.00	
	JULIUS BAER GROUP LTD	1,705	29.12	49,649.60	
	銘柄数	5		431,438.76 (42,091,165)	
小計	組入時価比率	14.6%		15.8%	
合計				266,615,736 (266,615,736)	

株式以外の有価証券
該当事項はありません。

（有価証券明細表注記）

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
3. 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(2) 注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成23年9月末日現在

資産総額	290,626,617円
負債総額	776,212円
純資産総額（ - ）	289,850,405円
発行済口数	405,836,303口
1口当たり純資産額（ / ）	0.7142円
（1万口当たり純資産額）	（7,142円）

< 参考情報 >

「アムンディ・ラグジュアリー世界株式マザーファンド」

平成23年9月末日現在

資産総額	287,484,907円
負債総額	4,064,502円
純資産総額（ - ）	283,420,405円
発行済口数	370,321,460口
1口当たり純資産額（ / ）	0.7653円
（1万口当たり純資産額）	（7,653円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益者に対する特典

受益者に対する特典はありません。

2 受益証券名義書き換えの事務等

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に当たって取扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在

資本金の額 : 12億円

発行株式総数 : 9,000,000株

発行済株式総数 : 2,400,000株

過去5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の概況

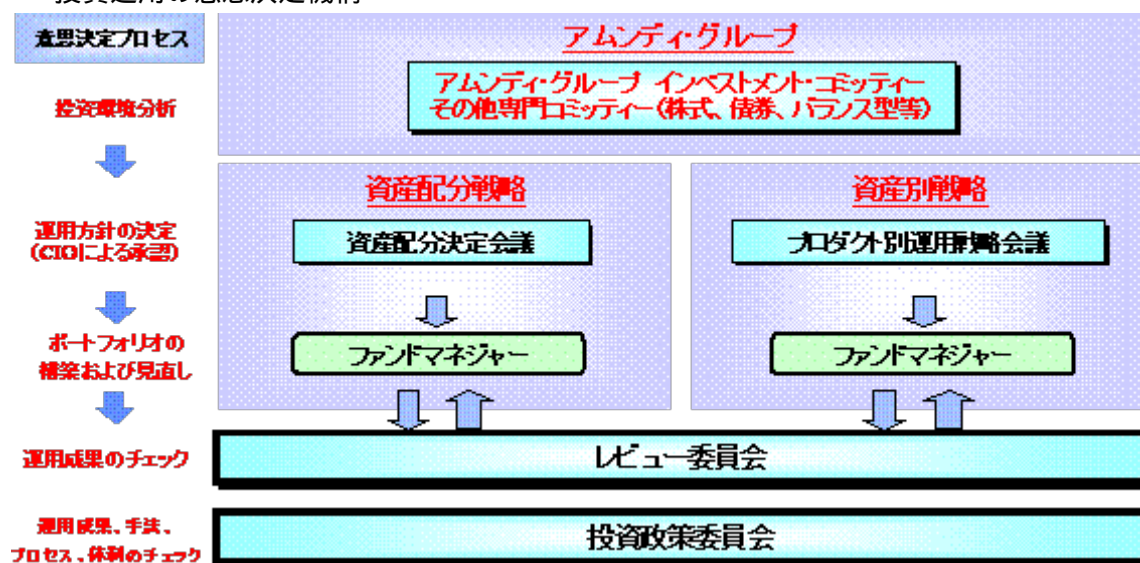
委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構



- ・アムンディ・グループで開催される投資に関する様々なコミッティーで、グループの株式・債券見直し、および運用戦略を決定します。
- ・アムンディ・グループで決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・月次で開催されるレビュー委員会において、資産配分戦略、各プロダクトにおける運用評価の結果を運用関係者にフィードバックします。また必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的に開催します。ま

た投資環境急変時には臨時会合を召集します。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

営業の概況

平成23年8月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種 類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	120	310,802
単位型公社債投資信託	3	3,686
追加型株式投資信託	136	1,080,992
追加型公社債投資信託	1	19,684
合 計	260	1,415,164

3【委託会社等の経理状況】

（１）委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、第29期事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて、第30期事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

（２）財務諸表及び財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

（３）当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)の財務諸表については有限責任監査法人トーマツによる監査を受けており、第30期事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)の財務諸表については、あらた監査法人による監査を受けております。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社は、平成22年7月1日をもって、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、商号をアムンディ・ジャパン株式会社に変更しました。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第29期 (平成22年3月31日)		第30期 (平成23年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		3,573,505		5,186,673
有価証券		1,304,815		1,001,358
関係会社短期貸付金	*1	850,000		-
前払費用		46,715		403,282
未収還付法人税等		-		93,284
未収入金		-		6,479
未収委託者報酬		806,446	*1	1,437,380
未収運用受託報酬	*1	739,788	*1	866,717
未収投資助言報酬	*1	50,560		35,736
未収収益		-		13,872
繰延税金資産		-		178,538
立替金		37,211	*1	43,594
差入保証金		219,207		-
その他	*1	8,268		271
流動資産合計		7,636,513		9,267,185
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	*2	2,185	*2	154,935
器具備品(純額)	*2	52,785	*2	160,814
有形固定資産合計		54,969		315,748
無形固定資産				
ソフトウェア		11,690		15,269
電話加入権		2,219		2,804
無形固定資産合計		13,909		18,074
投資その他の資産				
投資有価証券		312,532		316,162
関係会社株式		162,693		86,168
長期未収入金		8,000		7,000
長期差入保証金		4,930		223,620
長期前払費用		-		238
ゴルフ会員権		60		60
貸倒引当金		8,000		7,000
投資その他の資産合計		480,216		626,248
固定資産合計		549,094		960,069
資産合計		8,185,607		10,227,255

(単位：千円)

	第29期 (平成22年3月31日)	第30期 (平成23年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	6,242	4,012
預り金	*1 128,289	338,444
未払金	819,836	995,236
未払償還金	14,564	12,745
未払手数料	*1 445,389	667,369
その他未払金	*1 359,883	*1 315,122
未払費用	*1 190,445	*1 306,345
未払法人税等	224,022	-
未払消費税等	42,047	10,404
前受収益	167	1,223,720
賞与引当金	65,000	130,583
役員賞与引当金	18,000	19,919
統合関連費用引当金	368,000	143,429
その他	7,568	-
流動負債合計	1,869,617	3,172,092
固定負債		
リース債務	3,532	2,000
繰延税金負債	-	15,402
退職給付引当金	-	55,426
資産除去債務	-	58,469
固定負債合計	3,532	131,296
負債合計	1,873,149	3,303,389
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金	-	1,342,567
資本剰余金合計	1,076,268	2,418,835
利益剰余金		
利益準備金	110,093	110,093
その他利益剰余金	3,927,410	3,195,308
別途積立金	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金	2,327,410	1,595,308
利益剰余金合計	4,037,503	3,305,400
株主資本合計	6,313,771	6,924,235
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,313	369
評価・換算差額等合計	1,313	369
純資産合計	6,312,459	6,923,866

負債・純資産合計	8,185,607	10,227,255
----------	-----------	------------

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第29期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第30期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
営業収益		
委託者報酬	2,824,507	7,415,163
運用受託報酬	2,081,219	2,351,244
投資助言報酬	116,617	48,240
その他営業収益	-	149,127
営業収益合計	5,022,343	9,963,775
営業費用		
支払手数料	1,435,977	3,507,361
広告宣伝費	12,553	178,753
公告費	3,942	-
調査費	515,792	1,634,240
調査費	399,056	656,837
委託調査費	116,736	977,403
委託計算費	-	20,231
営業雑経費	91,869	173,809
通信費	8,381	48,587
印刷費	75,346	113,422
協会費	8,142	11,799
営業費用合計	2,060,134	5,514,394
一般管理費		
給料	1,817,215	2,765,239
役員報酬	109,283	184,220
給料・手当	1,542,436	2,237,168
賞与	159,280	342,503
役員賞与	6,216	1,349
交際費	4,724	28,464
旅費交通費	27,346	84,716
租税公課	39,820	34,849
不動産賃借料	241,861	217,062
賞与引当金繰入	65,000	130,583
役員賞与引当金繰入	14,764	19,919
退職給付費用	71,285	236,564
固定資産減価償却費	35,169	50,076
福利厚生費	233,485	417,155
諸経費	113,206	263,708
一般管理費合計	2,663,874	4,248,335
営業利益	298,335	201,046
営業外収益		

受取配当金	*1	1,001,109	-
有価証券利息		14,705	9,261
受取利息	*1	18,095	*1 4,455
有価証券売却益		374	-
投資信託監査報酬差益		292	-
法人税等還付加算金		6,464	-
雑収入		6,277	12,052
営業外収益合計		1,047,316	25,769
営業外費用			
支払利息		43	-
為替差損		7,892	26,339
有価証券売却損		5,730	14,398
雑損失		698	4,091
営業外費用合計		14,362	44,829
経常利益		1,331,288	181,986
特別利益			
集団訴訟和解金	*2	6,809	-
投資有価証券売却益		2,794	-
清算配当金		-	*1*2 636,420
特別利益合計		9,603	636,420
特別損失			
関係会社株式評価損	*3	5,424	-
減損損失	*4	155,202	*3 6,653
統合関連費用引当金繰入		368,000	-
固定資産除却損		-	*4 3,326
特別損失合計		528,626	9,979
税引前当期純利益		812,266	808,428
法人税、住民税及び事業税	*1	574,992	3,153
過年度法人税等		4,417	3,254
法人税等調整額		48,478	34,822
法人税等合計		627,887	34,721
当期純利益		184,379	773,707

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第29期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第30期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,200,000	1,200,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,200,000	1,200,000

資本剰余金

資本準備金

前期末残高	1,076,268	1,076,268
-------	-----------	-----------

当期変動額		
-------	--	--

当期変動額合計	-	-
---------	---	---

当期末残高	1,076,268	1,076,268
-------	-----------	-----------

その他資本剰余金

前期末残高	-	-
-------	---	---

当期変動額		
-------	--	--

合併による増加	-	1,342,567
---------	---	-----------

当期変動額合計	-	1,342,567
---------	---	-----------

当期末残高	-	1,342,567
-------	---	-----------

資本剰余金合計

前期末残高	1,076,268	1,076,268
-------	-----------	-----------

当期変動額		
-------	--	--

合併による増加	-	1,342,567
---------	---	-----------

当期変動額合計	-	1,342,567
---------	---	-----------

当期末残高	1,076,268	2,418,835
-------	-----------	-----------

利益剰余金

利益準備金

前期末残高	110,093	110,093
-------	---------	---------

当期変動額		
-------	--	--

当期変動額合計	-	-
---------	---	---

当期末残高	110,093	110,093
-------	---------	---------

その他利益剰余金

別途積立金

前期末残高	1,600,000	1,600,000
-------	-----------	-----------

当期変動額		
-------	--	--

当期変動額合計	-	-
---------	---	---

当期末残高	1,600,000	1,600,000
-------	-----------	-----------

繰越利益剰余金

前期末残高	2,143,031	2,327,410
-------	-----------	-----------

当期変動額		
-------	--	--

合併による増加	-	1,025,810
---------	---	-----------

剰余金の配当	-	480,000
--------	---	---------

当期純利益	184,379	773,707
-------	---------	---------

当期変動額合計	184,379	732,103
---------	---------	---------

当期末残高	2,327,410	1,595,308
-------	-----------	-----------

利益剰余金合計

前期末残高	3,853,124	4,037,503
-------	-----------	-----------

当期変動額		
-------	--	--

合併による増加	-	1,025,810
---------	---	-----------

剰余金の配当	-	480,000
--------	---	---------

当期純利益	184,379	773,707
-------	---------	---------

当期変動額合計	184,379	732,103
当期末残高	4,037,503	3,305,400
株主資本合計		
前期末残高	6,129,392	6,313,771
当期変動額		
合併による増加	-	316,757
剰余金の配当	-	480,000
当期純利益	184,379	773,707
当期変動額合計	184,379	610,464
当期末残高	6,313,771	6,924,235
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	761	1,313
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	552	944
当期変動額合計	552	944
当期末残高	1,313	369
評価・換算差額合計		
前期末残高	761	1,313
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	552	944
当期変動額合計	552	944
当期末残高	1,313	369
純資産合計		
前期末残高	6,128,631	6,312,459
当期変動額		
合併による増加	-	316,757
剰余金の配当	-	480,000
当期純利益	184,379	773,707
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	552	944
当期変動額合計	183,827	611,408
当期末残高	6,312,459	6,923,866

重要な会計方針

	第29期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第30期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券	(1) 有価証券

	子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。	子会社株式 同 左 その他有価証券 時価のあるもの 同 左 時価のないもの 同 左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15年～24年 器具備品 4年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 10年～24年 器具備品 4年～20年 (2) 無形固定資産 同 左 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 同 左
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金	(1) 貸倒引当金

	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	同 左
	(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。	(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異(7,388千円)については、15年による均等額を費用処理しております。 (追加情報) 当社は平成22年7月1日における旧クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社との合併に伴い、旧クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社における退職給付制度を継承し、上記の会計処理を採用しております。
	(3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。	(3) 賞与引当金 同 左
	(4) 統合関連費用引当金 将来のクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社との合併及び事務所移転等に備えるため、将来発生すると認められる統合関連費用を合理的に見積もり計上しております。	(4) 役員賞与引当金 同 左
	(5) 統合関連費用引当金 将来のクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社との合併に伴い、将来発生すると認められる統合関連費用を合理的に見積もり計上しております。	(5) 統合関連費用引当金 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社との合併に伴い、将来発生すると認められる統合関連費用を合理的に見積もり計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 当事業年度から、S G A M ノースパシフィック株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。	(1) 消費税等 同 左

会計方針の変更

第29期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第30期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
	1. 企業結合に関する会計基準等 当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。 2. 資産除去債務に関する会計基準等 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。これにより、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前純利益は、それぞれ3,421千円減少しております。

表示方法の変更

第29期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第30期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
	(損益計算書) 従来区分掲記していた「公告費」を、当事業年度から「広告宣伝費」に含めて表示しております。

[次へ](#)

注記事項

（貸借対照表関係）

第29期 (平成22年3月31日現在)	第30期 (平成23年3月31日現在)																										
*1 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>未収運用受託報酬</td><td>11,412千円</td></tr> <tr> <td>未収投資助言報酬</td><td>949千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>3,636千円</td></tr> <tr> <td>関係会社短期貸付金</td><td>850,000千円</td></tr> <tr> <td>預り金</td><td>898千円</td></tr> <tr> <td>未払手数料</td><td>16,782千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>10,849千円</td></tr> <tr> <td>その他未払金</td><td>352,967千円</td></tr> </table> その他未払金は連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。	未収運用受託報酬	11,412千円	未収投資助言報酬	949千円	その他	3,636千円	関係会社短期貸付金	850,000千円	預り金	898千円	未払手数料	16,782千円	未払費用	10,849千円	その他未払金	352,967千円	*1 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>未収委託者報酬</td><td>71,963千円</td></tr> <tr> <td>未収運用受託報酬</td><td>42,600千円</td></tr> <tr> <td>立替金</td><td>2,150千円</td></tr> <tr> <td>その他未払金</td><td>30,758千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>6,620千円</td></tr> </table>	未収委託者報酬	71,963千円	未収運用受託報酬	42,600千円	立替金	2,150千円	その他未払金	30,758千円	未払費用	6,620千円
未収運用受託報酬	11,412千円																										
未収投資助言報酬	949千円																										
その他	3,636千円																										
関係会社短期貸付金	850,000千円																										
預り金	898千円																										
未払手数料	16,782千円																										
未払費用	10,849千円																										
その他未払金	352,967千円																										
未収委託者報酬	71,963千円																										
未収運用受託報酬	42,600千円																										
立替金	2,150千円																										
その他未払金	30,758千円																										
未払費用	6,620千円																										
*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>75,375千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>71,847千円</td></tr> </table>	建物	75,375千円	器具備品	71,847千円	*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>44,048千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>117,902千円</td></tr> </table>	建物	44,048千円	器具備品	117,902千円																		
建物	75,375千円																										
器具備品	71,847千円																										
建物	44,048千円																										
器具備品	117,902千円																										

（損益計算書関係）

第29期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第30期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)										
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>受取利息</td><td>14,758千円</td></tr> <tr> <td>受取配当金</td><td>1,001,079千円</td></tr> <tr> <td>法人税、住民税及び事業税</td><td>360,805千円</td></tr> </table> 法人税、住民税及び事業税は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。	受取利息	14,758千円	受取配当金	1,001,079千円	法人税、住民税及び事業税	360,805千円	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>受取利息</td><td>3,717千円</td></tr> <tr> <td>清算配当金</td><td>636,420千円</td></tr> </table>	受取利息	3,717千円	清算配当金	636,420千円
受取利息	14,758千円										
受取配当金	1,001,079千円										
法人税、住民税及び事業税	360,805千円										
受取利息	3,717千円										
清算配当金	636,420千円										
*2 特別利益に含まれる集団訴訟和解金 集団訴訟和解金は、すでに償還済みの複数のファンドで投資しておりました企業に関する集団訴訟が和解し、当該和解金を受領したものであります。	*2 特別利益に含まれる清算配当金 清算配当金は、当社の子会社であるエスジーアセットマネジメント(シンガポール)株式会社の清算配当金であります。										
*3 特別損失に含まれる関係会社株式評価損	*3 特別損失に含まれる減損損失										

関係会社株式評価損は、当社の100%子会社であるデラウェア社について実質価額まで減損処理したものであります。

*4 特別損失に含まれる減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
本社ビル	処分予定資産	器具備品(絵画)
		建物

当社は、資産運用会社であり、基本的に全資産が一体となってキャッシュフローを生み出す単位として取り扱っております。

今般、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社との合併のために本社を移転することとなり、当初の予定より早期に資産を除却又は売却することが予定され、当該将来の使用が見込まれないものについては処分予定資産としてグルーピングを行っております。

器具備品(絵画)は従来より、会議室、エントランスホール等に装飾用として展示されておりましたが、将来において予定される移転に伴い展示場所の確保が困難となったため、売却を検討しております。その一環として鑑定業者4社に鑑定を依頼し、その結果、上記絵画の時価が著しく下落していることが判明したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。当該回収可能価額は正味売却価額により測定しており、上記器具備品(絵画)については4社の鑑定評価額のうち最も低い評価額により評価しております。

建物については、処分予定時における残存帳簿価額の金額を期末帳簿価額から直接減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

(減損損失の金額)	
建 物	86,802千円
器 具 備 品	68,399千円
合 計	155,202千円

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
NTT幕張ビル	処分予定資産	建 物
		器具備品

当社は、資産運用会社であり、基本的に全資産が一体となってキャッシュフローを生み出す単位として取り扱っております。

当社は、ビジネス コンティニュイティ プラン（BCP）の一環として事故や災害等に備え千葉県千葉市美浜区に所在するNTT幕張ビルに事務所を賃貸しておりました。しかしながら、当事業年度末に発生しました東日本大震災の発生により、通信・交通網の遮断等が業務に及ぼす影響を鑑み、大阪府大阪市中央区に所在するエプソン大阪ビルにBCPの事務所を移転することとなりました。その為、当初の予定より早期に資産を除却することが予定され、当該将来の使用が見込まれないものについては処分予定資産としてグルーピングを行っております。

NTT幕張ビルの事務所の建物と器具備品の一部については、処分予定時における残存帳簿価格から直接減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

(減損損失の金額)	
建 物	3,071千円
器 具 備 品	3,581千円
合 計	6,653千円

*4 特別損失に含まれる固定資産除却損

固定資産除却損額は、旧クレディ・アグリコルアセットマネジメント株式会社との合併に伴い不要となった固定資産の除却であります。

第29期

（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成22年6月30日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

- (1) 配当金の総額 480百万円
 (2) 1株当たり配当額 200円
 (3) 基準日 平成22年3月31日
 (4) 効力発生日 平成22年7月1日

なお配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

第30期

（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額 (千 円)	一株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月30日 定時株主 総会	普通 株 式	480,000	200	平成22年3月31日	平成22年7月1日

配当原資については、利益剰余金としております。

（リース取引関係）

第29期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第30期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引	ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容 有形固定資産 器具備品	(1) リース資産の内容 有形固定資産 同 左
(2) リース資産の減価償却方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法によっております。	(2) リース資産の減価償却方法 同 左

（金融商品関係）

第29期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）			
1. 金融商品の状況に関する事項			
(1) 金融商品に対する取組方針 当社は、資金運用については、短期的な預金・有価証券等に限定しております。資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。			
(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬並びに関係会社短期貸付金は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、運用先の信用リスクを極小化することを優先するため、主に国債もしくはこれに準ずるものに限定し、定期的に時価を把握し市場価格変動に留意しております。 未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。 また当社は親会社であるSGAMノースパシフィック株式会社に対し貸付を行っており、信用リスクについては同社の財務状況等を定期的に把握し、管理しております。			
2. 金融商品の時価等に関する事項			
平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。			
（単位：千円）			
	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金・預金	3,573,505	3,573,505	-
(2) 関係会社短期貸付金	850,000	850,000	-
(3) 未収委託者報酬	806,446	806,446	-
(4) 未収運用受託報酬	739,788	739,788	-
(5) 有価証券及び投資有価証券	1,617,348	1,617,348	-
(6) 未払手数料	(445,389)	(445,389)	-
(*)負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。			

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

（1）現金・預金、（2）関係会社短期貸付金、（3）未収委託者報酬、（4）未収運用受託報酬、並びに（6）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（5）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、国債及び投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記に記載しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表額(千円)
関係会社株式	162,693千円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	3,573,505	-	-	-
関係会社短期貸付金	850,000	-	-	-
未収委託者報酬	806,446	-	-	-
未収運用受託報酬	739,788	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他の有価証券のうち 満期のあるもの(国債)	300,000	300,000	-	-
合計	6,269,739	300,000	-	-

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日改正）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

第30期

（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金・有価証券等に限定しております。資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、運用先の信用リスクを極小化することを優先するため、主に国債もしくはこれに準ずるものに限定し、定期的に時価を把握し市場価格変動に留意しております。未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを適格に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理基本規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シードマネーガイドライン」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資ガイドライン」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	5,186,673	5,186,673	-
(2) 未収委託者報酬	1,437,380	1,437,380	-
(3) 未収運用受託報酬	866,717	866,717	-
(4) 有価証券及び投資有価証券	1,317,520	1,317,520	-
資産計	8,808,290	8,808,290	-
(1) 未払手数料	667,369	667,369	-
負債計	667,369	667,369	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、及び(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、国債及び投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。関係会社株式は、当社の100%子会社であるデラウエア社の株式です。

区 分	貸借対照表計上額(千円)
関係会社株式	86,168

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年以上
現金・預金	5,186,673	-	-	-
未収委託者報酬	1,437,380	-	-	-
未収運用受託報酬	866,717	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券のうち満期のあるもの(国債)	-	300,000	-	-
合計	7,490,770	300,000	-	-

（有価証券関係）

第29期

（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1．子会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額162,693千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2．其他有価証券

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	305,685	308,040	2,355
	(3) その他	-	-	-
	小計	305,685	308,040	2,355
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	306,150	303,990	2,160
	(3) その他(注)	1,006,825	1,005,318	1,508
	小計	1,312,975	1,309,308	3,668
合計		1,618,660	1,617,348	1,313

(注)投資信託受益証券であります。

3．当事業年度中に売却した其他有価証券

	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
--	---------	-----------------	-----------------

株 式	404	374	-
国 債	300,000	-	5,730
投資信託	96,794	2,794	-

4. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、子会社株式について、5,424千円の減損処理を行っております。

第30期

（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 子会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額86,168千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額(千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	7,000	8,488	1,488
	小計	7,000	8,488	1,488
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	305,685	304,560	1,125
	(3) その他(注)	1,005,458	1,004,472	986
	小計	1,311,143	1,309,032	2,111
合計		1,318,143	1,317,520	623

（注）投資信託受益証券であります

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株 式	-	-	-
国 債	300,000	-	6,150
投資信託	3,734	965	9,214

(デリバティブ取引関係)

第29期

（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第30期

（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

第29期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、平成14年10月1日より、確定拠出型年金制度を採用しております。	
2. 退職給付費用の額	
退職給付費用*1	20,900 千円
その他 *2	50,386 千円
合計	71,285 千円
*1 退職給付費用は、退職金支払額であります。	
*2 その他は、確定拠出型年金への掛金支払額であります。	

第30期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、平成14年10月1日より、確定拠出型年金制度を採用しております。また、平成22年7月1日における旧クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社における退職給付制度を継承しております。	
2. 退職給付債務及びその内訳	
(1) 退職給付債務(千円)	173,288
(2) 年金資産(千円)	115,892
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	57,396
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(千円)	1,970
(5) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)(千円)	55,426
(6) 前払年金費用(千円)	-
(7) 退職給付引当金(5)+(6)(千円)	55,426
3. 退職給付費用の内訳	
退職給付費用	236,564
(1) 確定拠出型年金掛金支払額(千円)	90,313
(2) 勤務費用(千円)	38,820
(3) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円)	492
(4) 臨時に支払った割増退職金(千円)	106,939
4. 退職給付債務の計算基礎	
退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成10年6月16日))に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。	

（税効果会計関係）

第29期 (平成22年3月31日現在)	第30期 (平成23年3月31日現在)																																																										
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 (千円) <table> <tr><td>子会社株式に係る株式配当認定益</td><td>17,208</td></tr> <tr><td>賞与引当金等損金算入限度超過額</td><td>40,333</td></tr> <tr><td>貸倒引当金損金算入限度超過額</td><td>3,255</td></tr> <tr><td>未払事業税等否認額</td><td>55,885</td></tr> <tr><td>ゴルフ会員権評価損否認額</td><td>8,927</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>485</td></tr> <tr><td>統合関連費用引当金繰入否認額</td><td>149,739</td></tr> <tr><td>関係会社株式に係る評価損否認額</td><td>2,207</td></tr> <tr><td>固定資産減損損失否認額</td><td>63,152</td></tr> <tr><td>未払費用否認額</td><td>16,228</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>357,420</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>357,420</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>-</td></tr> </table>	子会社株式に係る株式配当認定益	17,208	賞与引当金等損金算入限度超過額	40,333	貸倒引当金損金算入限度超過額	3,255	未払事業税等否認額	55,885	ゴルフ会員権評価損否認額	8,927	その他有価証券評価差額金	485	統合関連費用引当金繰入否認額	149,739	関係会社株式に係る評価損否認額	2,207	固定資産減損損失否認額	63,152	未払費用否認額	16,228	繰延税金資産小計	357,420	評価性引当額	357,420	繰延税金資産合計	-	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 (千円) <table> <tr><td>前受収益否認額</td><td>497,932</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td>861,283</td></tr> <tr><td>未払費用否認額</td><td>110,997</td></tr> <tr><td>賞与引当金等損金算入限度額超過額</td><td>53,134</td></tr> <tr><td>退職給付引当金損金算入限度額超過額</td><td>22,553</td></tr> <tr><td>減価償却資産</td><td>18,817</td></tr> <tr><td>資産除去債務</td><td>23,791</td></tr> <tr><td>その他</td><td>24,839</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>1,613,345</td></tr> <tr><td>評価性引当金</td><td>1,427,810</td></tr> <tr><td>繰延税金負債との相殺</td><td>6,997</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>178,538</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr><td>資産除去債務に対応する除去費用</td><td>22,399</td></tr> <tr><td>繰延税金負債小計</td><td>22,399</td></tr> <tr><td>繰延税金資産との相殺</td><td>6,997</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td>15,402</td></tr> </table>	前受収益否認額	497,932	繰越欠損金	861,283	未払費用否認額	110,997	賞与引当金等損金算入限度額超過額	53,134	退職給付引当金損金算入限度額超過額	22,553	減価償却資産	18,817	資産除去債務	23,791	その他	24,839	繰延税金資産小計	1,613,345	評価性引当金	1,427,810	繰延税金負債との相殺	6,997	繰延税金資産合計	178,538	資産除去債務に対応する除去費用	22,399	繰延税金負債小計	22,399	繰延税金資産との相殺	6,997	繰延税金負債合計	15,402
子会社株式に係る株式配当認定益	17,208																																																										
賞与引当金等損金算入限度超過額	40,333																																																										
貸倒引当金損金算入限度超過額	3,255																																																										
未払事業税等否認額	55,885																																																										
ゴルフ会員権評価損否認額	8,927																																																										
その他有価証券評価差額金	485																																																										
統合関連費用引当金繰入否認額	149,739																																																										
関係会社株式に係る評価損否認額	2,207																																																										
固定資産減損損失否認額	63,152																																																										
未払費用否認額	16,228																																																										
繰延税金資産小計	357,420																																																										
評価性引当額	357,420																																																										
繰延税金資産合計	-																																																										
前受収益否認額	497,932																																																										
繰越欠損金	861,283																																																										
未払費用否認額	110,997																																																										
賞与引当金等損金算入限度額超過額	53,134																																																										
退職給付引当金損金算入限度額超過額	22,553																																																										
減価償却資産	18,817																																																										
資産除去債務	23,791																																																										
その他	24,839																																																										
繰延税金資産小計	1,613,345																																																										
評価性引当金	1,427,810																																																										
繰延税金負債との相殺	6,997																																																										
繰延税金資産合計	178,538																																																										
資産除去債務に対応する除去費用	22,399																																																										
繰延税金負債小計	22,399																																																										
繰延税金資産との相殺	6,997																																																										
繰延税金負債合計	15,402																																																										
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.69% (調整) <table> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>8.46%</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td>0.28%</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>40.36%</td></tr> <tr><td>過年度法人税等還付額</td><td>-</td></tr> <tr><td>過年度法人税等追徴額</td><td>-</td></tr> <tr><td>過年度法人税等</td><td>0.54%</td></tr> <tr><td>税額控除額</td><td>12.95%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0.08%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>77.30%</td></tr> </table>	交際費等永久に損金に算入されない項目	8.46%	住民税均等割	0.28%	評価性引当額	40.36%	過年度法人税等還付額	-	過年度法人税等追徴額	-	過年度法人税等	0.54%	税額控除額	12.95%	その他	0.08%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	77.30%	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 当事業年度は税引前当期純利益となっておりますが、税務上の課税所得が発生していないため記載を省略しております。																																								
交際費等永久に損金に算入されない項目	8.46%																																																										
住民税均等割	0.28%																																																										
評価性引当額	40.36%																																																										
過年度法人税等還付額	-																																																										
過年度法人税等追徴額	-																																																										
過年度法人税等	0.54%																																																										
税額控除額	12.95%																																																										
その他	0.08%																																																										
税効果会計適用後の法人税等の負担率	77.30%																																																										

（企業結合等関係）

第30期

（自 平成22年 4月 1日
至 平成23年 3月31日）

（共通支配下の取引等関係）

1. 対象となった企業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取引の目的

(1) 対象となった企業の名称

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社

(2) 事業内容

投資顧問に関する業務

証券投資信託の委託会社としての業務

その他上記の業務に付帯する業務

(3) 企業結合日

平成22年7月1日

(4) 企業結合の法的形式

吸収合併

(5) 結合後企業の名称

アムンディ・ジャパン株式会社

(6) その他取引の概要に関する事項

平成21年12月31日にクレディ・アグリコル エス・エーとソシエテジェネラルの資産運用部門の統合により新会社アムンディグループが発足しました。日本のグループ会社である当社とクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社は、お客様のニーズに合った優位性のある運用商品及びソリューションと良質のサービスを提供していくため合併することにしました。

当社は、平成22年5月20日開催の臨時株主総会で承認を得、平成22年7月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社を消滅会社とする吸収合併が行われました。本吸収合併は、無対価とし合併に際し株式を発行しませんでした。また、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の資産、負債及び権利義務を当社に承継させました。

なお本吸収合併の効力発生日において当社及び旧クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の株主はアムンディ・ジャパン ホールディング株式会社のみとなっており、本吸収合併に際して、当社はアムンディ・ジャパン ホールディング株式会社に対し株式その他の金銭等の対価を交付しておりません。

2 実施した会計処理の概要

本取引は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

（資産除去債務関係）

第30期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	
(1) 資産除去債務の概要	
当社は、本社オフィスに関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。	
(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法	
使用見込期間を17年間(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り(2.0%)を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。	
(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減	
期首残高(注1)	120,000 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額(注2)	57,617 千円
時の経過による調整額	852 千円
資産除去債務の履行による減少額	120,000 千円
その他増減額(は減少)	- 千円
当期末残高	58,469 千円

(注1) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当事業年度の期首における残高を記載しております。

(注2) 合併による有形固定資産の取得も含まれます。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第30期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、

記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第30期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社は開示対象となるセグメントはありませんので、報告セグメントごとの固定資産の減損損失の記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第30期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

第30期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

[次へ](#)

（関連当事者情報）

第29期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

１．関連当事者との取引

(1)当社の親会社及び法人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内 容 又は 職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割 合	関 係 内 容		取引の内容	取引 金額 (千円)	科 目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	SGAM ノースパシフィック株式会社	東京都中央区	3,150 百万円	有価証券 の保有	(被所有) 直接100%	兼任 1人	持株会社	資金の貸付 *1	-	関係会社短期貸付金	850,000
								利息の受取 *1	14,748	未収収益	3,636
								連結法人税の 支払	360,805	その他 未払金	352,967

(注)

１．親会社の異動

前事業年度末において当社の親会社であったソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーは、同社が所有しておりましたSGAM ノースパシフィック株式会社の株式を、平成21年12月31日付で、すべてアムンディ エス・エーに譲渡いたしました。したがって、同日以降アムンディ エス・エーが当社の親会社となりました。また、前事業年度末において当社の親会社であったソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーは、平成21年12月31日に資産運用に関するすべての業務を、当社の兄弟会社であるソシエテジェネラルジェスチョン エス アーに移管しております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

*1資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は、返済期日平成22年7月2日の一括返済としております。なお担保は受け入れておりません。

３．上記金額には消費税等は含まれておりません。

(２)当社と同一の親会社を持つ会社

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内 容 又は 職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割 合	関 係 内 容		取引の内容	取引 金額 (千円)	科 目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会 社	ソシエテジェネラル ジェスチョン エス アー	フランス パリ市	567,034 千ユーロ	投 資 顧問業	なし	なし	なし	運用受託報酬 *1	58,933	未収運用 受託報酬	23,615
								投資助言報酬 *1	54,503	未収投資 助言報酬	40,873
								委託者報酬 *1	198,158	未収委託 者報酬	136,620
親会社 の子会 社	ソシエテジェネラル アセット マネジメント ルクセンブルグ エス アー	ルクセンブルグ ルクセンブルグ 市	5,000 千ユーロ	投 資 顧問業	なし	なし	運用 再委託	運用受託報酬 *1	39,155	未収運用 受託報酬	2,190

(注)

- １．ソシエテジェネラルジェスチョン エス アー及びソシエテジェネラルアセットマネジメント ルクセンブルグ エス アーは、平成21年12月31日以降、当社の親会社でありますアムンディ エス・エーの子会社であります。また、前事業年度末において当社の親会社であったソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーは、平成21年12月31日に資産運用に関するすべての業務をソシエテジェネラルジェスチョン エス アーに移管しております。したがって、上表のソシエテジェネラルジェスチョン エス アーとの取引は、平成21年4月1日から平成21年12月31日の親会社としてのソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーとの取引(運用受託報酬52,146千円、投資助言報酬41,035千円、委託者報酬 157,636千円)を含めて開示しております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 運用受託報酬、投資助言報酬、及び委託者報酬については、当該各契約に基づいて決定しております。

３．上記金額には消費税等は含まれておりません。

２．親会社に関する注記

親会社情報

SGAM ノースパシフィック株式会社(非上場)
アムンディ エス・エー(非上場)

第30期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 当社の親会社及び法人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	アムンディ・ジャパン ホールディング株式会社	東京都千代田区	5,400 百万	有価証券の保有	(被有) 直接 100%	兼任 1 人	持株会社	貸付金の回収 *1	850,000	-	-
								利息の受取 *1	3,717	-	-

(注)

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は、返済期日平成22年7月2日の一括返済としております。なお担保は受け入れておりません。

2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 当社の子会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	エスジーアセットマネジメント(シンガポール)株式会社	シンガポール シンガポール市	-	投資顧問業	(所有) 直接 85%	なし	アジア地域の運用拠点	清算受取配当金	636,420	-	-

(注) エスジーアセットマネジメント(シンガポール) 株式会社は平成23年3月2日より解散手続を開始しております。

(3) 当社と同一の親会社を持つ会社

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・インベストメント・ソリューションズ	フランス パリ市	78,077 (ユーロ)	投資顧問業	-	なし	投資助言契約の再委任等	委託調査費等の支払	223,772	前払費用	325,461
										未払金	622

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパン ホールディング株式会社(非上場)

アムンディ エス・エー(非上場)

アムンディ・グループ エス・エー(非上場)

クレディ・アグリコル エス・エー(ユーロネクスト パリに上場)

(一株当たり情報)

第29期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)		第30期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	
1株当たり純資産額	2,630.19円	1株当たり純資産額	2,884.94円
1株当たり当期純利益金額	76.82円	1株当たり当期純利益金額	322.38円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。 <table> <tr> <td>当期純利益</td><td>184,379千円</td></tr> <tr> <td>普通株式に係る当期純利益</td><td>184,379千円</td></tr> <tr> <td>期中平均株式数</td><td>2,400千株</td></tr> </table>	当期純利益	184,379千円	普通株式に係る当期純利益	184,379千円	期中平均株式数	2,400千株	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。 <table> <tr> <td>当期純利益</td><td>773,707千円</td></tr> <tr> <td>普通株式に係る当期純利益</td><td>773,707千円</td></tr> <tr> <td>期中平均株式数</td><td>2,400千株</td></tr> </table>	当期純利益	773,707千円	普通株式に係る当期純利益	773,707千円	期中平均株式数	2,400千株
当期純利益	184,379千円												
普通株式に係る当期純利益	184,379千円												
期中平均株式数	2,400千株												
当期純利益	773,707千円												
普通株式に係る当期純利益	773,707千円												
期中平均株式数	2,400千株												

（重要な後発事象）

第29期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
（企業結合等関係） 当社は、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社(以下「CAAMJ」という)と平成22年4月30日に合併契約書を締結し、平成22年5月20日開催の臨時株主総会において同契約書の承認を得ました。 合併の理由： 両社の親会社(最終株主)の統合に伴うもの 合併の概要： (1)合併する相手先の名称：CAAMJ (2)合併の方法：当社を存続会社とし、CAAMJは解散する。 (3)合併後の会社の名称：アムンディ・ジャパン株式会社と称する。 (4)合併に際して発行する株式：本合併は、無対価とし、当社は、合併に際して株式を発行しない。 (5)資本金及び準備金等：本合併は、無対価であるため、合併により当社の資本金、資本準備金は増加せず、資本金・資本準備金以外の株主資本については会社計算規則に従う。 (6)効力発生日：合併の効力発生日は、平成22年7月1日とする。 (7)財産の引継ぎ：CAAMJは、平成22年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算書を基礎とし、これに合併の効力発生日前日までの増減を加除した一切の財産、負債及び権利義務を合併の効力発生日において当社に引継ぐ。 (8)合併交付金：当社は、合併の効力発生日現在のCAAMJの株主名簿に記載された株主に対して、合併交付金は支払わない。

第30期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下、において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記、に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

役付取締役の種別と人数の規定が変更になりました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成23年3月末日現在)	事 業 の 内 容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成23年3月末日現在)	事 業 の 内 容
株式会社山陰合同銀行	20,705百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社但馬銀行	5,481百万円	
ザ・ホンコン・アンド・シャ ンハイ・バンキング・コーポ レイション・リミテッド(香 港上海銀行)	224億9,396万8,235香港ドル 125億3,350万米ドル	
株式会社SBI証券	47,937百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
愛媛証券株式会社	100百万円	
マネックス証券株式会社	7,425百万円	
むさし証券株式会社	5,000百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
リテラ・クレア証券株式会社	3,794百万円	
ばんせい証券株式会社	1,558百万円	
SMB C日興証券株式会社	10,000百万円	
フィデリティ証券株式会社	5,206百万円	

香港上海銀行は、ファンドの新規の販売は行いません。一部解約請求の受付けならびに収益分配金、一部解約代金および償還金の支払等のみ行います。

(3) 投資顧問会社

名 称	資本金の額 (平成23年9月末日現在)	事 業 の 内 容
アムンディ	584,710,755ユーロ	フランス籍の会社であり、内外の有価証券にかかる投資顧問業務及びその業務に付帯する一切の業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

<再信託受託会社の概要>

- ・名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・資本金の額：51,000百万円（平成23年3月末日現在）
- ・事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

(3) 投資顧問会社

マザーファンドの投資顧問会社として、委託会社に対し、ファンド資産の運用にかかる投資一任業務を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

アムンディは、アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を通して、実質的に委託会社の株式を100%保有しています。

第3【参考情報】

当特定期間において提出された、ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

平成23年 2月25日	臨時報告書
平成23年 5月20日	有価証券報告書、訂正有価証券届出書
平成23年 5月27日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成22年6月14日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会

御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 鈴木吉彦 印

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 山田信之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認め

る。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、当社はクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と平成22年4月30日に合併契約書を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年 6月17日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 男澤 顕 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年 3月24日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・ラグジュアリー・ブランド世界株式ファンドの平成22年8月21日から平成23年2月21日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ラグジュアリー・ブランド世界株式ファンドの平成23年2月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年10月5日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・ラグジュアリー・ブランド世界株式ファンドの平成23年2月22日から平成23年8月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ラグジュアリー・ブランド世界株式ファンドの平成23年8月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)